

令和6年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和6年6月13日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行 政 改 革 推 進 課 長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健 康 づ くり 課 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 課 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	ス ^ポ ーツ振興課長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 常世田 正 樹

○議長（飯嶋正利） 通告順により、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、行政改革アクションプランにおける人と組織の育成戦略について、住みよい住環境の確保についての2項目、3点の質問となります。

1項目めは、行政改革アクションプランにおける人と組織の育成戦略についてです。

（1）市職員の定期的な人事異動があるが、今後多様化する行政への要望に応えるためにも、プロフェッショナルを育成する人事体制にすることはできないかについてお伺いします。

年度の切替え時期は、庁舎内において多くの職員の異動があります。市民の方からの要望や相談をいただいた折、担当課へ行って相談や協議をする機会が多いです。内容によって、課長、副課長、班長と応対していただく相手が代わりますが、人事異動によって課内にいる職員が入れ替わることで、一体誰に相談すればよいのだろうと戸惑うことがありました。異動してしまった職員が、今までのようにここにいてくれたらスムーズに解決するのになとい

う思いは、実は市民の方もそう思っていることかもしれません。

令和6年4月1日現在の職員数は、市職員1,161名のうち、一般職674名、再任用短時間勤務職員32名、フルタイム会計年度任用職員37名、パートタイム会計年度任用職員418名、約4割を占めるパート職員が窓口応対等の業務を行ってくれております。申請書を受け取り、印刷して代金を徴収する。申請用紙の記入方法について分からないことがあれば丁寧に教える。さらに分からないことは奥の職員へ聞きに行く。一連のルーティンに従った作業ですが、これらのパート職員の方々がいなければ、日々の業務は成り立ちません。

また一方で、一般職の方の定期的な人事異動が本当に必要なのでしょうか。慣例で行っているだけのように思えてなりません。職員は異動を望んでいるのか。天の声に静々と従っているだけなのか。これまで問題なく行ってきたことなのだから、今後も続けることに何も問題ないように思えます。しかし、定期的な人事異動が、旭市の行政運営を考えたときにベストなのでしょうか。ベターなだけなのかもしれません。その点について質問させていただきます。

本年4月1日付で異動した職員の人数について、職位別にお伺いします。また年代別の異動年数の目安等がありますでしょうか。

1項目めの(2)市職員は日々市民と向かい合い、寄り添う就労環境にあります。悪質な苦情や要望等から、職員を守るための制度等はあるのかについてお伺いします。

カスハラが社会問題として爆発的に増えています。カスハラとはカスタマーハラスメントの略で、顧客が企業に対して理不尽なクレームや言動をすることを意味します。市役所ですと、市民から職員に対してのカスハラということになります。

具体的には、事実無根や法的な根拠のない要求、暴力的・侮辱的な方法による要求、直接的な暴力、暴言・大声でのクレーム、罵声、個人名での呼出し、セクハラまがいの言動、脅し、土下座の要求等の非道德的な行為のことです。

民間企業は、従業員の安全配慮義務に基づき、従業員をカスハラから守る責任があります。カスハラに該当する行為が確認された場合、サービスの休止や要望を聞く等の対応をやめ、悪質と判断される行為があった場合は、警察や弁護士等に相談するとしています。

NHKの番組からの情報ですが、労働組合でつくるU Aゼンセンは、カスハラの実態を調べるため、3月にサービス業の組合員を対象にアンケート調査を行った結果、約3万3,000人から回答がありました。それによると、2年以内にカスハラ被害に遭ったことがある人の割合は46.8%でした。また、最も印象に残っているカスハラについて「暴言」が39.8%と最

も多く、「威嚇・脅迫」、「何回も同じ内容を繰り返すクレーム」、「長時間拘束」等が挙げられました。

カスハラのかきかけとなった理由についての質問に対し、「客の不満のはけ口や嫌がらせ」、「接客やサービス提供のミス」、「消費者の勘違い」等が挙げられました。カスハラを受けた側は、「出勤が憂鬱になった」、「心身に不調をきたした」、「仕事に集中できなくなった」、「眠れなくなった」という状況に追い込まれ、重症化すると退職を余儀なくされ、鬱状態、自傷行為、自殺の可能性も示唆されております。

民間企業であれば、例えばレストラン等の飲食店であれば、うちの店にはもう来ないでくれ、ほかの店に行ってくれと、顧客との接点を断ち切ることができます。しつこい電話に対しては通話を切る、受話器を上げたままにすることでカスハラから逃れることができます。最終的には警察に通報する等の防衛手段を講ずることができます。

しかし、市役所は逃げるできません。職員はカスハラから逃れにくい環境に置かれています。保育士や看護師のようなエッセンシャルワーカーの方も同様です。市職員に対するカスハラについて、件数等のカウント、内容の記録等は行っているのでしょうか。

2項目めは、住みよい住環境の確保についてです。

(1) 飼い主がいない猫について、本市ではどのような対策を取っているのかについてお伺いします。

環境省が2023年に発表した、犬・猫の引取り及び負傷動物等の収容並びに処分の状況によると、全国の1年間の犬・猫の殺処分数は1万4,457頭、うち猫が1万1,718頭、犬は2,739頭でした。1日当たりに換算すると猫が約32頭、犬が約8頭、尊い命が処分されている計算になります。市民の皆さんからも野良猫に関する相談を受けることが多く、発情期の鳴き声がうるさい、野良猫が庭でふん尿するから困っている、道路に動物の死骸がある、野良猫に車を傷つけられた、近所で野良の子猫が繰り返し生まれて困っている等々の苦情が寄せられています。

野良猫は、もともと飼い主がいて、様々な事情によって飼えなくなり捨てられた猫が繁殖したものです。猫を捕獲して殺処分すればいいとの意見がありますが、それは一昔前の話です。猫は動物の愛護及び管理に関する法律によって愛護動物とされており、みだりに殺したり傷つけたりすることは禁じられており、違反した者は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金刑に処せられます。愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金刑となります。

しかしながら、依然として田んぼのあぜや海岸、公園等に捨てられる子猫は後を絶ちません。本市における野良猫由来の苦情件数、保護や捕獲をされた野良猫の頭数、また、路上等で事故等によって遺体となって回収される猫の個体数はどれくらいでしょうかお伺いします。

以上、2項目、3点が1回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから、ご質問の大きな1の（1）と（2）についてお答えをさせていただきます。

まず（1）についてですが、市職員の人事異動等に関するご質問ということで、本年4月1日付での人事異動の状況ということでご回答させていただきます。

まず、職位別の異動人数ですが、課長や事務局長など7級の職員で12人、副課長や事務局次長など6級の職員で17人、副主幹や保育所長など5級の職員で28人、主査や保育所次長など4級の職員で48人、副主査や主任保育士など3級の職員で54人、主事や技師など1、2級の職員で31人、合計で190人となっております。

続きまして、年代別の異動人数で申し上げますと、20代以下で26人、30代で46人、40代で53人、50代以上で65人となっております。年代別に異動の目安となる配属年数などに決まりはございません。

続きまして、大きな2のほうの、職員に対するカスハラの数ということでお答えいたします。

カスハラについてですが、昨年度は事件性があるような重大な事案はありませんでした。各課の窓口等において大声でのクレームなどが発生した場合は、総務課に所属している千葉県警からの派遣職員が対応することで、事案の重大化を防ぐとともに、必要に応じて記録を取っております。いわゆる、カスハラに限らずハラスメントに関する問題については、市役所も一事業所としてその重要性を認識しております。カスハラも含めたハラスメント対策については、今後より一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、私のほうからは、大きな項目の2の（1）につきまして、順番にお答えしたいと思います。

まず飼い主のいない猫、いわゆる野良猫による鳴き声やふん尿等に関する苦情件数でございますが、令和3年度では10件、令和4年度では13件、令和5年度においては6件となっております。

続いて、野良猫の保護または捕獲の件数でございますが、市のほうでは捕獲等は行っておりません。しかし、県の動物愛護センターにおいて、引取りや飼い主不明の負傷した猫を収容しております。市町村別に分類していないため旭市内の件数は不明ですが、千葉市、船橋市、柏市を除く県内において収容された件数ですが、令和3年度では1,256件、令和4年度においては1,194件となっております。なお令和5年度については集計中とのことであります。

続きまして、市内の国道、県道及び市道で回収された猫の死体の個体数でございますが、令和3年度では291頭、令和4年度では294頭、令和5年度では322頭となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、答弁に対し再質問をさせていただきます。

1項目めの（1）について、自分が次にどのようなポストに就くのか分からない、どのようなキャリアが今後形成されていくか分からない、これは地方公務員の多くの方に当てはまるかと思えます。このことは官民間問わず、日本の組織というものを考えたときの共通項ですが、日本の組織というものは、組織主導、人事課主導で、個人のキャリアが形成されていきます。組織の都合で異動させられ、結果としてキャリアが形成されます。

自治体は、民間企業に比べてその傾向はより強いと思います。民間は総合職、一般職など、職種別採用をしております。しかし自治体職員の場合、福祉職、学校事務、警察事務等、一部の職種では職種別採用をしておりますが、それ以外の行政分野は全て一くくりです。自治体を持つこれだけ幅広い行政分野について、職種別採用ではないというのは地方公務員の大きな特徴の一つです。

国家公務員も、確かに短期人事ローテーションで回されて、特にキャリア組と呼ばれる人たちはゼネラリストとして育成されております。しかし、省庁別採用というのは、職種別採用と言えるもので、その省庁が所管している行政分野のスペシャリストになります。多くの国家公務員は、ゼネラリストと呼ばれる人を含め、所属する省庁の所管行政分野のスペシャリストになります。

新卒から10年の期間において3年周期程度の人事異動を行うことは、個の適性を見極める

上で必要な人事異動であると思います。本人の希望、適性の判断方法等、人事異動の際に判断材料となるものは何なのかについて伺います。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 本人の希望や適性の把握など、人事異動の判断材料についてでございますけれども、所属長に対する人事ヒアリングの実施や人事考課の内容のほか、職員アンケートなどを参考に人事異動を行っております。

また、各所属における事業の実施状況などを総合的に勘案しまして、適材適所となるような職員配置に努めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは、再々質問をさせていただきます。

民間企業は、社風や会社の方針に従えないのであれば、辞めるなり転職すればよいだろうと、従業員にそれとなく申し渡すことができます。しかし公務員は、病気や家庭の事情等で退職する方はいらっしゃいますが、ほぼ定年まで終身雇用です。地方公務員法第27条第2項に、「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず」という身分保障に関する規定があります。

積極的に知識や技術を習得しても数年後にはほかの課へ異動するのだから、頑張ったって無駄だ、おとなしくしていようという、モチベーションの低下を招く可能性もあります。定期的な人事異動で痛み分けをして、一定の納得をしてもらうといった人事では、高い専門性を持つプロフェッショナルは育たないと思います。キャリア形成が実現できる環境を各課が競ってつくるような状況を、生み出すことが望ましいのではないかと思います。

また年数が来たから異動ということで、その人のキャリアが犠牲になっているケースが存在すると思います。大勢の人を一斉に異動させるということは、ベストタイミングではない人も移動させられてしまうことが起きているように思います。昇格、配置転換等、組織の活性化のための異動や配置転換は必要であると思うのですが、課によっては、業務内容の理解やスキルアップに数年を要するところもあると思います。個々の能力を踏まえた上での異動をすべきであると思います。

教育、農業、建築、工業等、大学で専門分野を学んできた経験を職場で生かすことはできないのでしょうか。また適性を踏まえた上で、これまでのような課を超えた人事異動のほか

に、課内限定で班を異動するようなスペシャリストを養成することはできないのか、見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 大学などで学んだ専門分野を生かすなど、スペシャリストの養成についてということですが、人事異動において大学等で専攻していた分野に関連する部署に配属されることもあります。一般行政職は、幅広い市民ニーズに対応するため、行政に関する全般的な知識を有することが求められることから、特定の分野に限らず様々な部署に配属されます。

しかしながら、今後多様化する市民ニーズや社会情勢の変化などにより、一般行政部門で業務の専門性が高まることや、特定の事業などに高い専門性が求められる場合には、スペシャリストの養成も必要であると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し4回目の質問をさせていただきます。

人事ローテーションにより各部署を経験させるという手法は、ゼネラリストの養成が中心となっており、特定の行政分野に精通したスペシャリストを計画的に育成するシステムになっていないと思います。

頻繁かつ広範囲な人事異動の理由として、多くの市町村でうたい文句になっておりますが、地方公務員はオールマイティーでなければならない、市民のどんな質問にも答えられなければならない。だからゼネラリストとして育てる必要があると掲げております。しかし、普通に考えれば、知識やノウハウが劣化、減少することなく蓄積され、最終的に完璧な公務員になるというのはほぼ不可能です。むしろ、それぞれの分野や業務に精通している専門家を知っていればよく、市民の質問や相談に応じて専門家を紹介すれば、それで済んでしまうように思えます。

職員のモチベーションについて考えると、人事異動によって全く未経験の課において責任者になる場合も多々あると思います。それでも、着任するとその日からその分野のプロであるかのような行動が求められ、責任が問われることは普通に考えてかなり無理があるかと思っています。

近年、情報化、高度化、複雑化が進む住民ニーズに応えるためには、プロフェッショナル

としての能力が必須です。そのためにも、真のプロフェッショナルを育成できる人事制度が必要であると考えます。今後は、ゼネラリストの適性がある職員、スペシャリストになりたい職員、両方の適性を考慮した人事制度を構築すれば、職員の働き方や職場環境を良好なものにすることができ、業務の効率化も図れると思います。

Z世代を雇用し職員として育てていくためには、今までの常識が通用しない時代になってきました。定年年齢が徐々に引き上げられることで、一定の労働力は確保していけるかもしれませんが、しかし将来的に行政を担っていく若い人材を育成しなければ、職員の質、人数ともに低下、減少していくことになりかねません。新規大学卒就職者向けにスペシャリスト育成枠を新設する必要性を感じるのですが、再度見解をお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 新規大卒者のスペシャリスト育成枠の新設についての見解ということでございますが、現在、技師や保健師などの資格職を特定の分野のスペシャリストとして採用しております。適切な行政サービスを提供するためには、適切な職員採用と人材育成が必要不可欠であります。

今後、一般行政部門における業務の専門性の高まりなどに対応するため、特定の分野に特化したスペシャリスト育成枠の採用についても、先進事例等を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

厚労省の調査によると、令和2年3月に卒業した新規学卒就職者の離職状況、就職後3年以内の離職率は、高卒就職者が37%、大学卒就職者が32.3%、今や一般企業に就職した新卒者のうち3人に1人が離職しております。公務員の離職率はかなり低いと思いますが、今後、人事異動、職員の育成等について見直していかないと、そもそも公務員を目指して受験をする人数自体が減ってしまうように思います。大学で学んできた知識や技術を生かせるスペシャリストを養成する。

若者が興味関心を持ってくれる職場づくり、例えば、何でもやる課、旭市を盛り上げる課、人口を増やす課など、スペシャルな課の名前にしてもいいのではないかと思います。旭市役所が働きがいのある職場づくりをしているよと話題になれば、進学によって旭市を離れた

若者が市の職員として戻ってきてくれると思います。そんなしくみづくりをお願いいたします。

次の質問へ移ります。

1 項目めの（２）について、東京都は、全国初となるカスハラ防止条例の制定に向けた検討を進めております。カスハラが、セクハラやパワハラ等のハラスメントと違って法律上の定義がないことから、違法な行為または不当な行為で就業環境を害するものなどと、条例で定義づける方向で調整しております。

カスハラと違い、セクハラやパワハラは法律上の定義があるほか、ハラスメントを防ぐために事業主が講じるべき措置が法律で定められております。セクハラは平成18年に、パワハラは令和元年に、労働者からの相談に適切に対応するため、事業主は体制整備や雇用管理の点で必要な措置を講じなければならないなどと、法律で義務づけられました。

しかし、カスハラは法律上の定義がなく、事業者が対策を講じる義務はありません。カスハラ対応のマニュアル等は本市にありますでしょうか。また、カスハラ対応の訓練のようなことは行われているのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それではご回答します。

カスハラ対応マニュアルの整備や対応訓練等についてでございますけれども、現在カスハラ対応マニュアルはございませんが、既に整備済みの不当要求行為等防止マニュアルや、行政対象暴力応答例にカスハラ対策が包括されておりますので、従来からこれらを業務に活用しているところでございます。

また、接遇研修やクレーム対応研修などによりまして、窓口や電話対応を学ぶほか、県が主催する行政対象暴力対策研修会に参加することで、不当要求やクレームに対するための知識の習得に努めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1 番（常世田正樹） 再々質問をさせていただきます。

札幌市では、どういう行為がカスタマーハラスメントに当たるのかを市民の皆様に広く知ってもらうため、令和5年7月からカスハラ防止啓発ポスターを庁内に掲示しております。また、「市民の声を聞く課」では、暴言などのカスハラ行為の予防を目的とした通話の録音

を試験的に行ってきました。

ポスターの掲示では、カスハラに当たる行為の市民への周知が進み、当該行為に当たる可能性のある方についても、ご自身の気づきにつながるが増えてきております。そして通話の録音では、録音を意識して暴言等を控える傾向が出てきているようです。このような取り組みの効果を踏まえ、令和6年1月から通話の録音を定期的に開始することにしました。

あわせて、統一的な基準の下、電話や窓口対応をするため新規に作成したカスハラ対策マニュアルの運用を開始しました。このマニュアルは、世間話など市政に関係のない話題により長時間の時間拘束に及んだと判断した場合に、30分から1時間をめどに対応を打ち切ること、脅迫や強要などの行為があった場合に、ちゅうちょせずに警察など関係機関に連絡することなどを記したものです。

カスハラ対応マニュアルに明文化することで、市職員が安心して対応できることになり、職場環境の改善が図られ、またポスターを掲示することで、市民のカスハラ行動を自粛させるという画期的な取り組みとなっております。

東京都のカスハラ防止条例の制定の動きに対し、関西大学社会学部の池内教授は、

「これまでは『今、自分が受けていることがカスハラなのか』ということを明確に認識できなかった。定義づけされれば、自信を持って認識したうえで次の対処をとることが可能になったと思う」と評価しました。

一方で、「パワハラやセクハラと違い、定義づけしたとしても、業種や業態、都会の店か郊外の店かななどによって、客と接する状況はさまざまで、すべての業種にあてはまるかどうかはわからない。また、線引きすることでこのボーダーラインまでなら言ってもいいんだろーというような悪い面が出てくる可能性はある。この条例をもとに、それぞれの企業や店舗で、対策方針をカスタマイズしていくことが課題になってくる」と指摘しました。

そのうえで、「カスハラということばを認知してもらうことが対策の第一歩。条例の制定を通じ、消費者側も含めて、従業員が働きやすい環境をつくることは消費者の利益にもつながる」

と評価しております。

市長にお伺いします。旭市民は穏やかな方が多いから、カスハラ対策は必要ないのかもしれませんが、今日の高度化した情報社会において、よい情報も悪い情報もSNS等で、全世界へ向けてあっという間に拡散されます。カスハラ対応マニュアルの作成とカスハラ防止啓発ポスターの掲示はすぐにできることだと思います。先進地である札幌市に倣い、カス

ハラ対応を進めていくつもりはございませんでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） カスタマーハラスメント対応マニュアルの作成と啓発ポスターの掲示について答弁申し上げます。

現在、厚生労働省において、いわゆるカスハラから従業員を守るための対策を企業に義務づけるために、労働施策総合推進法の改正が検討されているなど、大きな社会問題になっていることは認識しているところでございます。対策マニュアルにつきましては、不当要求行為等防止マニュアルを必要に応じて見直すこととし、啓発ポスターの掲示についても、カスハラの状態に応じて検討してまいりたいと考えております。

カスハラを含めたパワハラ、セクハラなどのハラスメントは、職員のみならず、市役所に訪れる方にも悪影響を与える社会問題です。今後も快適に働くことができる職場環境の整備や、市民の皆様が気持ちよく市役所に訪れることができるよう、適切な対応を実施してまいります。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 市長、ご答弁いただきましてありがとうございます。

公務員は市民の血税で給料をもらっている。だから何を言ってもいいし、言われても我慢するのが当たり前だ。公務員は奉仕の心を持ち献身的でなければならない、などという考え方をする人は、昔と比べればほとんどいないと思います。

しかし、依然として窓口や電話での対応が悪い、ちゃんと税金を払っているのにというような苦情が私の下にも入ります。そういった連絡をもらったとき、話を聞いて、分かりました。申し訳ありませんでした。担当課へ伝えますと答えると、だいたいの方は納得してくれます。

カスハラの根底にあるものは、コロナ禍で外出や人と会うことを制限されたことに起因するストレス、また現在では物価が高い、景気が悪いというような社会情勢に起因するストレス、そういったストレスのはけ口として、逆らえない立場の人、話を聞かなければならない人等に対するカスハラが増えているような印象を受けます。

「お客様は神様です」の本来の意味は、演歌歌手の三波春夫さんが歌を披露する前に、神の前で祈るときのように雑念を払い、真っさらな心にならなければ完璧な芸を披露することはできない、とする心構えを語ったことが基とされております。その崇高な考え方がいつの

間にか、お客様イコール神になってしまい、神は何をしてもよいのだという、本来の意味を逸脱した考え方になってしまいました。あるテレビ番組で耳にした言葉があります。お客様はお互いさまです。サービスを提供する側も享受する側も人です。お互いに認め合い、相手のことを思いやることができればカスハラなど起こりません。

カスハラについて調べながら、ふと思いました。私自身、議員という立場から職員の方に対して高圧的な、威圧的な発言や態度を取っていないかと、自分を省みるきっかけになり、また今後も気をつけようという戒めにもなりました。職員の方が充実した公務を終えて、帰宅後も家族と笑顔で団らんすることができる日常が、当たり前になることを市長にお願いし、次の質問に移ります。

2項目めの（1）について、苦情の件数は意外と少ないです。これは近所の人に遠慮して我慢をしたり、また通報することで野良猫が捕獲されて殺処分されてしまっただけという、市民の方の思いやりの結果であつたりで、市への通報件数が少ないのかもしれない。

県の動物愛護センターでの引取り頭数は1,000件を超える数字で推移しており、なかなか減少していないことが分かりました。市内の国道、県道及び市道で回収された猫の遺体の個体数、令和3年度は291頭、令和4年度は294頭、令和5年は322頭と増加傾向にあります。私も含めてですが、田舎で育った人は動物が道路でひかれて死んでいることに慣れてしまっているように思います。猫、タヌキ、イタチ、蛇など、道路でひかれている遺体をよけて走行するのが当たり前のようになっていますが、都内で育った方にそのことを話すと驚かれます。

また、ちょっと残酷な話ですけれども、野良猫が納屋で子どもを産んじゃったからのめてきたよと、生き埋めですね。また海に放ってきたよ、海上投棄。野良猫や野良犬を殺すために、農薬や殺鼠剤に浸した食べ物を道路に置いておくというのが、結構当たりの時代もありました。

しかし時代が変わりました。猫は愛護動物として保護されなければならない対象になりました。飼い猫でも野良猫でも同じことです。旭市でも時代の流れを酌み、「ご存知ですか？ 地域猫活動」という内容を、2020年11月に市のホームページへアップしており、地域猫活動の必要性について以下のように書いております。

「地域猫活動とは、地域住民が主体となって、地域に住む飼い主のいない猫（野良猫）に不妊去勢手術を行うことで繁殖制限をし、エサやトイレの管理を協力して行い、飼い主のい

ない猫と地域住民との共生を目指す取り組み」のことを言います。取り組みの細かい内容までホームページのほうには書かれております。

本市では、地域猫活動に対して積極的に取り組む姿勢が見られ大変うれしいのですが、現在市内において地域猫活動について取り組んでいる団体や企業、個人の方を市で把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市では、ボランティア活動として地域猫活動を実施している団体や企業、個人については把握しておりません。

また、市のホームページに掲載しております地域猫活動についてでございますが、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、猫の殺処分の減少を図る取り組みの一つとして情報を発信しております。その一方で、本市では、捨て犬や捨て猫の増加を防止するとともに繁殖を制限し、生命の処分を不必要に行うことをなくすため、飼い犬や飼い猫の不妊及び去勢手術に要する経費の一部を補助金として交付しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁に対し再々質問をさせていただきます。

市民と飼い主のいない猫との共生を目指す、本市のスタンスに共感いたします。飼い主のいない猫に餌を与えることは決して悪いことではありません。しかし、ただ餌を与えるだけで不妊手術をしなければ、子猫が生まれ、飼い主のいない猫が増え続けてしまいます。猫の妊娠期間は約2か月と大変短い上に、1度の出産で平均5匹を出産します。また、生まれた子猫も6か月ほどで繁殖可能な年齢に達します。

環境省の試算によると、1匹の雌猫から1年後には20匹以上、2年後には80匹以上、3年後には2,000匹以上の猫が繁殖する計算となり、サイクルが非常に早いです。大切な命を守り、不幸な命を減らすためには、飼い猫も野良猫も適正に管理していかなければなりません。猫を排除するのではなく、命あるものとして見守るという姿勢が大切だと思います。

地域猫活動は猫のための活動ではなく、市民が暮らしやすい地域社会をつくり、まちをきれいにするための活動にもつながり、ひいては他者への思いやり、多様性への理解を醸成することにもつながると思うのです。

「ご存知ですか？地域猫活動」のページには、不妊手術の必要性について書かれておりま

す。「ある程度飼いならした野良猫を捕獲し、不妊去勢手術をしましょう。この際、誤って飼い猫を捕獲することのないよう、事前に周辺の人へ捕獲の日時や場所を伝え、猫を飼っている人は家から出さないようにお願いしましょう。

また、不妊去勢がされていない猫と判別できるように、猫の耳はV字カット（さくらカット）しましょう。

手術をした猫は元の場所（もしくは決められたエサやり場）に戻しましょう」とあります。「不妊去勢手術をしましょう」とさらっと書いてありますが、手術費用は1頭当たり5,000円から8,000円近くかかります。

銚子市の市民ボランティアの方々の活動を紹介します。銚子市では、埼玉県にある、いながき動物病院の獣医師とスタッフ、市内ボランティアの方々と野良猫の不妊手術を行っております。稲垣獣医師は毎月1度スタッフの方々と銚子市を来訪します。月にもよりますが、50から90匹以上の野良猫の不妊手術を毎月行っております。1頭でも不幸な猫を減らしたいという一心で、稲垣獣医師はじめスタッフの皆さん、市民ボランティアの方々が活動されております。

このような手術が毎月銚子市市内で行われていることを、私は知りませんでした。旭市在住で、市民ボランティアに参加されている方から情報をいただき、また、銚子市の議員からも取り組みについての情報をいただきました。野良猫を捕獲して手術の会場へ連れてくる市民ボランティアの方々は、公益財団法人どうぶつ基金に個人で登録し、無料で手術ができるチケットを発行していただいております。しかし、月に10枚しか発行されないのと、利用の1か月前に使用予定枚数を申請しなければなりません。今までの不妊手術の実績を見て分かりますが、月に10枚では足りないそうです。

また、一般枠と団体枠では、不妊手術は無料になるが手術とセットになっているワクチン接種とノミ・ダニ駆除薬は有料で、それぞれ1,100円ずつ、計2,200円は、ボランティアの方が自腹を割いて払っております。行政枠で登録をするとこの2,200円も無料になります。ボランティア活動されている方々が、将来にわたってこの活動を継続していけるという保証はなく、また多額の費用を個人の皆さんが毎月負担をして、野良猫を地域猫へする活動しております。果たして行政として何もしなくてよいのだろうかと思いました。

一昨年6月からスタートした、いながき動物病院とボランティアの皆さんの活動により、銚子市では、昨年11月時点までで合計800匹以上の野良猫の不妊手術を行っております。800匹以上の野良猫の手術ということは、単純に環境省の試算に当てはめると1年間で約1万

6,000匹、2年間で6万4,000匹、3年間で160万匹の不幸な猫を減らす活動につながっている計算となります。

これだけの活動を行政だけの力で行うのは難しいと思います。これまでどおり、増えるがままの自然の摂理に任せておいてよいのかと疑問を呈します。ボランティアの皆さんの自腹、実費に頼ったこの活動、行政が何もアクションを起こさなくてよいのでしょうか。

旭市では、飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部助成を行っており、素晴らしいことだと思います。そこから一步踏み込んでほしいのです。市内で野良猫を拾って困っています、どなたか飼ってくれませんかというSNSの書き込みを度々目にします。私からの要望は、行政に手術費用の負担や一部助成を求めるということではありません。公益財団法人どうぶつ基金が推進する「さくらねこ」という活動に、行政枠で登録してほしいのです。本市の財政負担はなく利用することができる制度の上、手続きも容易です。

このどうぶつ基金が2005年から動物愛護事業として行っているさくらねこ無料不妊手術事業は、野良猫に対し、捕獲して不妊手術を行い、元の場所に戻すという活動です。手術をした印として耳先を桜の花びらのようにV字にカットします。これを実施することで繁殖を防止し、地域猫やさくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や、殺処分の減少に寄与している活動です。不妊手術をすることで発情期の鳴き声がなくなり、雄猫のマーキング行為がなくなります。さらには猫自体の性格が穏やかになり、猫同士のけんか等での道路への飛び出しが減るので、車にひかれる件数も減ります。

どうぶつ基金は、2024年5月現在、全国で498の自治体がこの事業に参加し、どうぶつ基金と協働して地域の猫問題を解決すべく奮闘しております。全国の約3分の1の市町村が利用しております。千葉県内では、54市町村中23市町村、登録率約43%。近隣ですと多古町、成田市、富里市です。茨城県では、44市町村中30市町村、登録率約68%。近隣ですと潮来市、稲敷市、鹿嶋市、神栖市。埼玉県では登録率約80%と、ほとんどの自治体が登録しております。

どうぶつ基金の行政枠へ登録すると、無料不妊手術チケットを申請できるようになります。行政はこのチケットを市内のボランティアの方に分配します。チケットを受け取ったボランティアの方は、手術日の当日に捕獲した野良猫を持ち込み、不妊手術を行ってもらいます。耳をV字カットしてもらった野良猫改め地域猫と帰宅して、翌日には地域に放します。また、市内で多頭飼育崩壊が起きた場合でも、事前に行政枠への登録が済んでいれば不妊手術を行うことが可能です。

公益財団法人どうぶつ基金が推進する、さくらねこ活動に行政枠で申請登録をしていただきたいのですが、見解をお伺いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 公益財団法人どうぶつ基金の行政枠に登録した場合、不妊・去勢手術の費用が無料となるチケットの配付によって、ボランティアの方々の負担の軽減が図られ、また、野良猫の減少に伴って苦情や殺処分の減少が見込まれる一方、誤って飼い猫に不妊・去勢手術をしてしまうなどの事故が発生する可能性がございます。

また、他地域、市外からの流入による野良猫の増加や、それに伴って苦情等の増加も懸念されることから、広域的に取り組んでいく必要があります、現状、旭市単独での登録は難しいと考えております。

今後は、国や県の取り組み等の情報収集や、市内の個人やボランティア団体の活動状況等を注視しまして、また、行政枠の登録につきましては、近隣市町と連携しながら広域的な活動として足並みをそろえていけるよう、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 答弁ありがとうございます。

間違えて飼い猫に不妊手術をしてしまうなどの事故が発生する可能性について、日頃から野良猫を捕獲して不妊手術を受けさせるボランティアの方に話を聞きました。餌をあげているイコール飼い猫、これは飼い猫の定義ではないとはっきりと言われました。首輪をつける、トイレと水やり場の設置、定期的にお風呂へ入れる、繁殖させる予定がないのであれば不妊手術を受けさせる等の行為を行っている猫が飼い猫であると。庭先で餌をもらい、納屋や縁の下で寝る、このような半野良猫を行政が放置しておくから不幸な子猫がどんどん増えるのだと怒られました。

そもそも室内で飼っている猫が飼い猫であると。野良猫は警戒心が強く、簡単には人に近寄ってこないため捕獲することは容易ではないそうです。ですから、課長が危惧しておる取り間違いの事故発生はほぼあり得ないそうです。

他地域、他自治体からの流入による野良猫の増加や、それに伴う苦情等の増加が懸念されることから広域的に取り組む必要があります、現状では旭市単独での登録が難しいとの答弁について、東総広域という考え方については賛成です。旭市がどうぶつ基金へ登録することで、

銚子市、匝瑳市も登録へ動くきっかけになるかと思います。無料の不妊手術事業を旭市が始めたとして、果たして他地域から旭市へ野良猫を捨てに来る人、持ってくる人が増えるのでしょうか。

その点について疑問を持ったので、既にどうぶつ基金の行政枠に登録をして、不妊手術を行っている自治体の担当者へ聞き取り調査を行いました。県内では成田市、富里市、多古町、茨城県では鹿嶋市、神栖市、稲敷市、潮来市です。どうぶつ基金の導入前後の様子や、不妊手術の実績、問題点等についても伺いましたが、他地域から野良猫が持ち込まれた、捨てに来られたという事案は全ての自治体でありませんでした。

また、このような懸念が課内や庁舎内で出たという話も聞いたことはなく、記録にもないそうです。ある自治体の担当者の方は、どうぶつ基金へ登録することを検討している間にも、殺処分される動物の頭数が増え続けているという事実を考えれば、ちゅうちょする理由はなかったと言っておりました。まさにそのとおりであると思います。

調査研究している間に、足並みをそろえている間に、不幸な猫はどんどん生まれてしまいます。1年間に殺処分される約1万2,000頭もの猫の尊い命、どうぶつ基金へ登録し、ボランティアの方をお願いをして野良猫の不妊手術を行っていけば、この数字は確実に小さくなっていきます。猫や鳥などの身近な生き物の命を尊重できるかどうかは、人間社会のバロメーターであると言われております。

多くの犬や猫が殺処分されている一方で、ペットショップでは血統書付きの犬や猫が販売されております。命に値段やランクはないはずです。生きとし生けるものの命は平等のはずです。不幸にも野良猫になってしまった猫の不妊手術を行い、一生を全うさせてあげるしくみづくりを行政が牽引することで、旭市は温かいな、地域猫活動に力を入れているよいまちだなと評価されてほしいのです。どうぶつ基金への行政枠への登録、市長、ハードルは高いと思います。

登録してくれることを願って、私からの一般質問を終えます。

○議長（飯嶋正利） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 井 田 孝

○議長（飯嶋正利） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、井田孝です。議長より発言の許可をいただきましたので、令和6年第2回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、まちづくりについて質問いたします。

（1）都市計画見直し事業の中で、具体的な方針を伺います。

昨年度、都市計画見直し事業の説明において、将来的にコンパクトなまちづくりを目指す方針であると伺いましたが、そこに向けての具体的な施策はあるかお聞きします。

（2）旭駅前から銀座通り周辺は空き地や駐車場が多く、閑散としているように感じます。中央地区で生まれ育った私にとっては非常に寂しく感じます。そこで、中央商店街の活性化に向け、市として何ができるのか、今後の対応について伺います。

質問事項2、農水産業の振興について質問いたします。

（1）市内農地のうち農用地区域に指定されている割合を伺います。農地全体の面積と農用地区域に指定されている面積の割合を教えてください。

（2）転入者農業チャレンジ支援金について、その支援の内容と過去の実績を伺います。

1回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、まちづくりについての都市計画の見直しの中で、コンパクトなまちづくりの推進についてご回答いたします。

現在行っている今回の都市計画の見直しでは、コンパクトなまちづくりへの方針はございません。これまでどおり市総合戦略等と調整を図りながら、市全体の均衡ある発展を目指して、地域の住環境の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、1、まちづくりについてのうち（2）中央商店街の活性化に向けて市として何ができるか、今後の対応についてお答えをいたします。

まず、商業活性化推進事業といたしまして、空き店舗活用事業を実施しております。これは、市内の空き店舗の利活用の促進を通じて商業振興と活性化を図り、地域経済の発展、創業支援を目的として、空き店舗の改装費や賃借料を補助する事業でございます。当初は中心市街地を対象としておりましたが、何度かの制度改正を経て、現在は対象地域を市全域に拡大し、改装費と賃借料の補助の併用も可能となっております。令和5年度は新規申請が8件あるなど多数の利用者がおりますので、中心市街地も含めた市内の商業活性化に結びついていくものと考えております。

また、商店街等施設及び景観整備事業補助金として、商店街の駐車場借り上げ料及び商店会等が実施する街路灯などの整備に対しても助成を行っております。本事業を行うことで市内商店街の振興、地域経済活性化の一助になっているものと考えております。

これらの支援事業につきまして、今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、2の農水産業の振興についての（1）と（2）についてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）の農地全体の面積と農用地区域に指定されている面積の割合についてご答弁申し上げます。

農用地区域は、旭市農業振興地域整備計画により指定しています。令和6年1月現在の用途地域を除く農用地全体の面積は7,728ヘクタールで、そのうち農用地区域に指定されている農用地の面積は5,917ヘクタール、76.6%となります。

続きまして、（2）の転入者農業チャレンジ支援金について、支援の内容と過去の実績についてであります。旭市転入者農業チャレンジ支援金は、旭市の新たな農業の担い手確保と地域農業の継続的な発展を促進するため、旭市の農業に従事する新規雇用就農者に対して支援金を支給しております。

支援金の内容は、本市に転入し農業に従事する50歳未満の、新規雇用就農者の家賃につい

て、月額5万円を上限に最長3年間の支援金を支給するものでございます。実績につきましては、令和4年度が3名、令和5年度が6名、令和6年度は、本日現在で3名となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1、まちづくりについての（1）について再質問いたします。

J R総武本線の旭駅周辺は、もともと人口が集中していましたが、近年は、千潟駅と飯岡駅周辺にも住宅地が増え、この三つの駅を核として人が集まってきており、自然とコンパクトシティが形成されつつあるように思われます。駅単位においてまちが発達していくことは、まちづくりの観点からも理想であると考えます。

旭市総合戦略においても、この地域は都市拠点、地域生活拠点として位置づけられていますが、それに対しての市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） コンパクトシティの形成、こちらにつきましては、国におきまして人口減少や少子高齢化、都市の空洞化、そういったことが進行する中で、一定程度の人口密度を維持しながら、生活サービス水準が確保された、持続可能なまちづくりとして提唱されているものでございます。

一方で、コンパクトシティ、こちらにつきましては各種公共施設のほか、道路や橋梁などの既存インフラの統廃合、住み慣れた場所からの移住、そういった様々な課題がございますので、本市の都市計画では、市全体の均衡ある発展を目指して、地域の住環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

千潟駅周辺は用途地域として住居系の指定はありますが、今回の見直し事業では飯岡駅周辺は無指定のままとなっています。住居系の指定をすれば土地の価値も上がると考えます。また、この住宅が集中していく地域に向け、公共下水道を拡張する考えはないのかお聞きします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） ご指摘のとおり、用途地域として指定されることで土地利用に価値を見いだすことも考えられます。ＪＲ飯岡駅周辺の用途指定につきましては、都市計画を見直す中で検討を行っているものでございます。

この地域につきましては今後、小・中学校の再編のほか旧海上中学校の跡地、そちらの利用など、土地利用に関する重要な事項が決定されていくこととなりますので、どのような用途がよいのか、用途指定の必要性も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、飯岡駅周辺の公共下水道の拡張についてお答えをさせていただきます。

市の人口が減少傾向にある現状から、公共下水道の全体計画の見直しを行った結果、事業の効率や採算性の面から新たに拡張を行う計画はございません。

しかしながら、ＪＲ飯岡駅周辺の土地利用については、今後市として検討を行う場合は関係課と十分協議をしてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○８番（井田 孝） ご検討、どうぞよろしくお願いします。

それでは、４回目の質問をいたします。まちづくりの一つとして、都市の風致というものが重要であると考えます。今回の都市計画見直しにおいて風致地区の指定はされていませんが、風致地区を制定することにより、良好な自然的景観の保持を維持し、無秩序な開発を防ぐことができます。

本市でいえば、飯岡灯台から海岸線沿いの地域は、良好な環境を保持すべき地域ではないでしょうか。風致地区の指定は、面積が１０ヘクタール以上では県が、１０ヘクタール未満では市の条例で指定することができるとなっていますが、市としての見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） ４回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 議員ご指摘のとおり、今回の都市計画の見直しでは、都市計画法に規定する風致地区の指定は考えておりません。都市の良好な自然環境の維持を目的とし

ています風致地区の指定に関しましては、自然豊かな本市の都市環境を保全する上で効果的であると考えております。

また一方で、風致を維持するために、建物の高さや色彩、デザイン、建蔽率など、通常の規制よりも厳しくなることが予想されますので、他市の事例等を研究しながら適切な風致について考えてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

それでは、質問事項1、まちづくりについての（2）に対し再質問いたします。

空き店舗活用事業について、中央商店街における補助の件数、具体的な内容を分かる範囲で教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 空き店舗活用事業の実績についてお答えいたします。

まず、令和5年度までの市内全体の実績として、これまで30の事業者から申請がございました。その中で、旭駅前を中心とした商業地域及び近隣商業地域では、飲食業、これはカフェですが2件、パソコン教室が1件、美容院が1件、あとこれは衣服関係、古着屋ですが、こちらが1件でございました。

それぞれ、空き店舗で事業を始める際の店舗改装費や賃借料の補助を行っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問をいたします。

市として、中央商店街または、ほかの商業を営む方との意見交換を行うような機会はあるのか。あったとすれば、どのような要望・意見が出ているのか。それに対しどのような対応ができたのか。または、これからの対応策はあるのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 改めて意見交換会といった機会のほうは設けておりませんが、商工会の総代会や商工会青年部の総会、そのほか商業振興連合会の総代会などに出席しまして、意見交換を行う機会がございました。

その中で聞こえてきました要望・意見につきましては、まず、プレミアム付共通商品券の実施についての要望でございました。プレミアム付商品券について、令和元年度はプレミアム率を10%で実施していましたが、新型コロナまた急激な物価高騰により停滞した地域経済活動への影響を鑑みまして、令和2年度から令和5年度まで、プレミアム率を30%に増額して対応してきたところでございます。

今後の実施に際しては、商業振興連合会の要望を受け、社会情勢や地域経済等の状況、こちらの動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

また、プレミアム付共通商品券並びに通常の商品券も含めてですが、デジタル化についての意見もございました。デジタル化につきましては、メリット、デメリット等ございますので、こちらは商業振興連合会や商工会などの関係機関とコミュニケーションを図りながら、調査研究してまいりたいと考えております。

今後、商店街や他の商業を営む方との意見交換につきましては、様々な業務を行う中で、実際に我々がまちに出て事業者の声を聞きながら情報収集を行ったり、市で行っている地域振興交流会、このような機会に様々な業態の方々と意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

それでは4回目の質問をいたします。

自分は子どもの頃から中央地区で学び、育ちました。冒頭でも申し上げたように、現状の閑散とした商店街を見るのは寂しいものがあります。市長も副市長も第二中学校出身ですので、子どもの頃は町なかで遊んだ記憶があるのではないのでしょうか。年に1度の七夕まつりでは多くの人が行き交い、にぎわいを取り戻します。

そこで、これは一例ですが、埼玉県の中ほどに北本市というところがあります。ここは人口約6万5,000人で本市と同規模であります。まちに愛着を持ち、住み続けてもらうこと。仮に人口が減ったとしても、多くの人がまちの活動に参加し関わることで、まちの活力を維持することを目的として、屋外仮設マーケット事業というものを令和2年度から2か月に1回行っており、この取り組みは、令和4年全国広報コンクールにおいて内閣総理大臣賞を受賞したそうです。

本市においては、七夕まつりのほか産業まつりもあるので、このほかに年に1度でも2度でも、こういう取り組みを行うことはできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4 回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 井田議員のご質問にございました埼玉県北本市では、人口減少の中でも活力を維持し、市の暮らしの魅力向上、発信をすることで、愛着や定住意欲を高めることを目指した、いわゆるシティプロモーションの一環として、屋外仮設マーケットを実施し、にぎわいづくりに貢献しているというところでございます。

本市でもこういった取り組みはとのご提案でございました。本市では、商店街等活性化のための事業補助金ということで、商店街などが行うイベント等につきまして助成のほうを行っているところでございます。これは中央地区に限らず、市内各商店街等が行うイベント等に対して助成、これは補助率2分の1で、限度額は30万円でございますが、これらを行うことで商店街の活性化を図っているもので、昨年度は三つの商店会でセールや抽せん会など、この補助金を活用して実施をしてきたところでございます。

また、中央地区の旭本町通り商店会におきましては、直接国の補助を受けてイベントを実施するなど、商店会レベルで様々な取り組みを行っているようでございます。

市におきましては、今後も各種支援事業について継続して取り組んでいきたいと思いき、国や県の支援対策等も商店街の方々に情報提供しながら、商店街のにぎわい創出、活性化につなげていけるよう、バックアップしてまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8 番（井田 孝） 継続事業も大事ですが、もっと大規模な事業もぜひ前向きにご検討いただければと思います。

それでは質問事項2、農水産業の振興についての（1）に対し再質問いたします。

農用地区域の割合は76.6%とのことでしたが、その除外要件を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農用地区域は、旭市農業振興地域整備計画の農地利用計画において、農業振興地域内の農地のうち、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として指定しております。やむを得ず農地を転用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第6号までに、農業振興地域からの除外要件が規定されております。

除外要件の第1号は、農地転用が必要かつ適当であって、ほかの土地で代替が困難であること。第2号は、地域計画の達成に支障がないこと。第3号は、周辺農用地の集団化や農作業の効率化などに支障を及ぼすおそれがないこと。第4号は、認定農業者等への農地集積に支障を及ぼすおそれがないこと。第5号は、水路や農道といった土地改良施設に影響を及ぼすおそれがないこと。第6号は、土地改良事業完了後8年を経過していること。

以上、六つの要件を満たすことが必要となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域の重要性は理解できますが、周辺の開発や土地利用の観点から、商業系の土地利用が適していると思うところもあります。例えば、イオンタウン周辺は農用地区域から除外することはできないのでしょうか、伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） イオンタウン周辺につきましては優良農地として農用地区域に指定されており、令和元年度完了の仁玉川地区県営基幹水利施設ストックマネジメント事業や、令和5年度完了の大利根用水国営施設機能保全改修事業の受益地であるため、除外要件の第6号要件に該当し、公共施設などの一部の例外を除きまして農用地区域からの除外は認められておりません。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 4回目の質問をいたします。

この第6号の土地改良事業完了後の経過年数の要件は、大変重いものであると理解しています。その中で、来年の4月から、認定農業者が農畜産物の加工・販売施設や農家レストランなどを建てるために農地を転用する場合、県の許可が不要になると聞いていますが、その内容を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水省は、第6次産業など農業経営の多角化を促す狙いとして、農地法施行規則と農地振興地域整備法施行規則を改正し、農地転用の新たな特例を設け、来

年4月1日から施行するとしています。

新たな特例により転用許可が不要となるのは、地域で生産された農畜産物を5割以上使う加工・販売施設や農家レストラン、園芸ハウスや農機具倉庫といった農業生産施設も対象となっており、転用面積の規模に制限はなく、当該施設が市町村の定める地域計画に位置づけられていることが条件とされております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） この緩和は、土地利用の観点からも大きな意味もあると思いますが、逆に無秩序な計画にもなりかねません。市として、その辺に対し慎重な対応をお願いしたいと思います。

それでは質問事項2、農水産業の振興についての（2）について再質問いたします。

新規雇用就農者の家賃、月額5万円を上限に最長3年間の支援金を支給されるというのは、家賃の大半を賄えるという大変すばらしい制度であると思います。しかし、市外から来た方で、農業法人に勤め、この支援金をもらっていた方が、旭市内の農家の方と結婚し農業法人を辞めたら返還だと言われたそうです。旭市の農家に嫁に行っているのに返還とはどういうことでしょうか、伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 市では、市内に転入し、かつ農業に従事する新規雇用就農者に対して支援金を支給しております。農業法人等を退職し農業以外の職業へ転職、いわゆる離農した場合でございますが、支給取消しとなり返還することになります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では3回目の質問をいたします。

市内に住んでいる人にも返還というのは、厳し過ぎるのではないのでしょうか。見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本事業は、農業の担い手確保を目的として制度設計されている事業でありますので、農業以外の職業へ転職した場合は返還することとなっております。一方

で、雇用先を退職した場合であっても、引き続き市内に在住し就農される場合は返還の必要はないとしております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは4回目の質問をいたします。

市外から来て、たとえ離農したとしても本市に住み続けてもらえるのであれば、支給を終わりにするのはしょうがないとしても、今までの分を返還するというのはどうなのでしょう。

例えば、月5万円を1年間支給されていたら60万円です。それを返すというのは大変なことだと思います。市独自の事業であれば見直しをすることはできないのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本支援金は、市の担い手確保のために支給しているものでありまして、雇用就農により技術などを学ぶことで、将来的には新規就農者としての独立を目指していただけるよう、旭市が独自に支援しているものであります。

離農を許容いたしますと労働力確保を目的とした支援となってしまうと、ほかの産業の雇用対策とのバランスが取れなくなりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 支給されていた方は、その期間、旭市に住み、農業に従事しています。

たとえ離農したとしても、市内に住んでいる方は何かしらの魅力があつてとどまってくれるのだと思います。

しつこいようですが、支給取消しまででご検討いただけるよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員の一般質問を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 井田孝議員は自席へお戻りください。

暫時休憩。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

◇ 崎 山 華 英

○議長（飯嶋正利） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、崎山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を始めます。

今回も子どもを守る母親の目線から、また社会的にまだまだハードルを抱える女性の立場から、性別や生まれ育った環境にとらわれず、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける社会の実現に向けて提言してまいります。

質問項目は大きく三つ、まず一つ目、本市の施設等における事故防止の取り組みについて。

本年3月19日、市内袋公園内にあるため池において幼児の溺水事故が発生しました。事故発生当日は夕方のテレビ等で全国一斉報道されたことから、事故の重大さがうかがえました。私は、全国の地方議員の有志で構成される、子どもの事故予防地方議員連盟に所属しています。この議連を通して日頃子どもの事故予防について研究し、これまでも、子どもの安全をテーマに議会内外で提言していたこともあり、今回の報道を看過するわけにはいきませんでした。

起こってしまった事故をなかったことには、残念ながらできませんが、多角的な視点で、事故防止策を可能な限り検討、対応していくことが必要と考えます。

そこで、（１）本市が今回の事故発生を受けて、その後どのような対応を行ったのか伺います。今回に限らず、このような市の施設内での人身事故が起きた場合には、本市で全課統一して行うことがあれば、併せて伺います。

続いて、（１）に関連し（２）子どもの水辺の事故を防ぐ取り組みについて伺います。

国内の交通事故における死亡率は0.85%とされています。一方で、水の事故での死亡率は44.3%と言われ、致死率の高さが分かります。もちろん、母数となる交通事故の発生件数と水の事故の発生件数でいえば、交通事故のほうが多いと言えますが、交通事故はこれまで、事故原因の記録が蓄積されてきたことから、学校等の交通安全教育や車両自体の性能向上

により、近年死亡率が減少してきていると言えます。

水の事故においても同様に、安全教育や法整備、事故予防のための製品開発の動きがもっと起こっていくべきだと考えます。旭市は、九十九里沿いであることのほか、河川や農業用水路、今回事故のあった農業用ため池のように、水辺が暮らしの身近にある環境であると言えます。子どもたちにとっては、ここ数年のコロナ禍の影響により、家族や友人と水辺で遊ぶことへの経験が少ない場合が多く、水辺への危険に対する意識が薄くなっていることも懸念されます。

市内での水辺の事故を限りなくゼロにすることはもちろん、市外へ出かけた際にも、水辺でのレジャーを安全に楽しんでもらうために、しっかりと子どもたちやその保護者へ事故防止の知識を持っていただくことが重要と考えます。

そこでお伺いします。（２）市や学校では、子どもの水辺での事故を防ぐためにどのような取り組みを行っているか。

続いて、大きな項目２に移ります。こども基本法におけるこどもの意見表明権について。

令和４年６月、国においてこども基本法が成立し、昨年４月に施行、１２月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める、こども大綱が閣議決定されました。子どもの貧困、自殺、いじめ、不登校。先進国の中でも、特に子どもの精神的な幸福度が低いとされる日本において、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を強力に進めていくことが地方公共団体において急務となっています。あわせて、こども施策の推進には、子どもの意見を積極的に反映することが求められています。

そこで、（１）本市としては、このような国の動きを受けて、こども施策の推進、施策への子どもの意見反映をどのように取り組んでいく考えなのか、市長より答弁を願います。旭市において、子どもの権利を守るための、旭市こども条例制定の考えはあるのかについてお答え、お願いします。

続いて、大きな項目３です。千葉県において、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」が制定され、今年１月から施行となりました。多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るためには、県のみならず、県内の各基礎自治体が同じ方向を向いて、施策の実現に向け動いていく必要があると考えます。

そこで、本市における取り組みについて、県の多様性条例の内容を踏まえて、主に二つのテーマで質問いたします。

まず一つ目は、男女共同参画、ジェンダー・ギャップの是正に向けてであります、その

中で、市職員における女性キャリアアップ支援について質問をいたします。

令和5年度に策定された第3次旭市男女共同参画計画には、政策方針決定の場への女性の参画促進を目的に、市女性職員の登用の推進を事業として置いています。令和10年度の女性管理職の目標値を40%に定めているところではありますが、そこで、現状を伺います。

(1) 本市における現状として、今年度の女性管理職割合についてお伺いします。管理職全体の女性割合と管理職のうち課長級の女性割合、前年と比べてどのような状況となっているのかお伺いいたします。

続いて二つ目は、同条例の中の、国籍及び文化的背景の違いがあってもお互いに尊重し合い、活躍できる社会を目指すといった観点から、本市における外国人居住者の状況についてお尋ねいたします。

まず、(2) 直近5年間の市内の外国人居住者人口の推移をお伺いします。また、旭市内の小・中学校において日本語教育が必要な児童・生徒数についても、直近5年間の推移をお尋ねいたします。

以上、1回目の質問となります。

再質問は質問席から行います。

○議長(飯嶋正利) 崎山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇ください。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長(米本弥一郎) 私からは、質問内容2、こども基本法におけるこどもの意見表明権について、(1) 旭市こども条例制定の考えはあるかについてご答弁申し上げます。

現在、旭市こども条例を制定する予定はございませんが、子どもの意見を聞くことについては、令和5年4月に施行されたこども基本法に規定されており、重要であると認識しているところでございます。

これまで実施してきた市民との対話集会や子ども議会、各種計画策定のためのアンケート調査での意見聴取のほか、こども家庭庁が示す様々な手法を参考にして、子どもが意見を伝えやすい環境をつくり、いただいた意見をまちづくりや施策等に反映させるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長(飯嶋正利) 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) 行政改革推進課からは、大きな1番、本市の施設等における事故防止の取り組みについての(1) 本市の公共施設内における安全対策を伺う。事故後

に、市ではどのような対応をしたのかについてご回答申し上げます。

市では、事故の発生を受けて、直ちに公共施設200か所について、施設を所管する担当課の職員により、これまでの定期点検に加え、事故の危険性がないかなどに重点を置いた緊急安全点検を実施いたしました。点検の結果、老朽化や経年劣化などによる不具合箇所等が確認された施設については、安全対策や応急的な措置を実施いたしました。また、今回の事故を受けて、再発防止に向け、都市整備課、子育て支援課、教育総務課の子どもに関係する関係各課におきまして、今後の安全対策について改めて情報共有等を行いました。

それと、人身事故等が起きた場合に行っていることにつきましては、事故の原因が施設の安全管理上の問題であったかどうかを確認しております。これは各施設管理者において実施をします。その後の対応などについては、全庁的な会議をもって意識の共有等を図っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、大きい1番のうちの（2）子どもの水辺での事故防止について、海水浴場と市営海浜プールでの取り組みについてご回答申し上げます。

まず市では、海水浴客等の安全確保や事故防止のため、夏期期間中に夏期観光安全対策本部を設置し、その中で、消防や警察などの関係機関と連絡会議を開催し、期間中の海岸などでの安全対策に取り組んでおります。

また、今年度も矢指ヶ浦海岸において、7月13日から8月18日までの期間で海水浴場を開設いたします。期間中は海水浴場にライフセーバーを配置して、遊泳客の安全確保に努めてまいります。なお、海水浴場区域以外の海岸利用者に対しましても、声かけや情報提供により水難事故防止に努めてまいりたいと思います。

そのほか、旭市観光物産協会の矢指支部や飯岡支部などによる、海岸の夏期パトロールも実施する予定でございます。飯岡海岸については海水浴場を開設しないため、下永井地区から三川浜までの砂浜への下り口付近を中心に注意喚起看板を設置しまして、年間を通じて水難事故防止に取り組んでおります。

市営海浜プールにつきましては、7月20日から9月1日までの間、営業をいたします。期間中は、監視員を配置しまして、見守りや声かけ等による遊泳客の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、1の（2）子どもの水辺での事故を防ぐために学校での取り組みについてですが、市内小・中学校としましては、児童・生徒に対し、用水路や川などにむやみに近づいたり、川や海に子どもだけで行ったりしないように指導をしております。

また、落水してしまったときに落ち着いた対応ができるように着衣泳、着衣泳とは衣服を着たまま泳ぐ体験をすることではありますが、これを行ったり、離岸流の危険性や遊泳中の水難事故に関する安全指導を行ったりしております。

続きまして、大きな項目3、多様性を尊重する社会づくりについての（2）でございますが、小・中学校で日本語指導が必要な児童・生徒数、こちらについてご回答いたします。

令和元年度は小学校で2人、中学校はゼロ人。令和2年度は小・中学校ともにゼロ人でございます。令和3年度、4年度はともに小学校6人、中学校1人。令和5年度は、小学校が12人、中学校がゼロ人となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 子育て支援課からは、子どもの水辺での事故防止の取り組みということで、プール活動についてお答えいたします。

保育所でのプール活動においては、国の事故防止ガイドラインに基づき、監視体制や監視を行う際のリスクや注意点等について保育所内で事前研修を行い、事故防止に努めています。また、緊急時の対応について、年に1回救命救急講習を開催し、心肺蘇生法をはじめとした応急手当等の習得や緊急通報等の対応訓練により、水辺の事故のみならず、日常保育での万が一の事態に迅速に対応できるよう努めています。

子どもたちに対しましては、プール開きの日に紙芝居や絵本などを使って、プールや水遊びの際の注意事項についての教育を行っております。これらの取り組みを通じて、保育所でのプール活動が安全に行われるように努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから大きな3番、多様性を尊重する社会づくりについての（1）につきましてご回答申し上げます。

本市における、令和6年4月1日時点における管理職の女性割合ということでお答えします。

まず、課長職ですが、こちらは7級で課長と事務局長、消防長になりますが、こちら全部で27人のうち男性26人、女性1人、女性登用率は3.7%で、女性職員の割合は昨年と同様でございます。

続きまして、管理職全体です。5級から7級の職員でございますが、こちらは全体としては全155人のうち、男性が115人、女性が40人で、女性登用率は25.8%です。今年度は、組織の見直しなどにより管理職全体のポストは減りましたが、女性登用率は昨年度と比較して1ポイント増えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課からは、大きな3の（2）外国人人口の推移をお答えします。

各年4月1日現在の外国人は、令和2年は1,539人、令和3年は1,576人、令和4年は1,504人、令和5年は1,716人、令和6年は1,859人です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時 0分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、引き続き崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山議員。

○6番（崎山華英） 市長をはじめ執行部の皆様、ご答弁ありがとうございました。

それでは、大きな項目1の（1）から順番に再質問をさせていただきます。

（1）今回の袋公園のため池の事故を受けて、事故後どのような対応を行ったのか、ご質問させていただきました。

200か所の公共施設のほうを緊急点検していただきまして、不具合があるものについては対応していただいて、また、再発防止の観点から子どもの関連部や施設の関連部のほうで情報共有したということがお伺いできました。

今回、事故に関する情報は報道にある以外に公的に確認することが基本的にできないため、あくまでその範囲での質問となってしまうんですけれども、少なくとも直接の事故原因が市の施設の不備によるものではないという認識でおります。

ただし、市の施設・設備自体に直接的な事故原因がなかったとしても、施設内で事故が起こった際には、同様の事故が再び起きないようにできるのか対策を検討し、将来の公園施設の整備やまちづくりの全体の参考にしたり、事故の教訓を最大限に生かしていくことが重要と考えます。

先ほど、再発防止の観点で関連部局のほうでは情報共有がされたということだったんですけれども、情報共有をするためにはどのような事故だったのか、なぜ起きたのかといった可能な限りの事故状況を情報として収集する必要があると考えますが、再質問として、事故が起こった際に、事故の対応に関与した警察や消防、医療機関等の外部機関との情報連携、また情報共有をする体制が現状十分取れているのかお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、再質問にお答えいたします。

事故が発生した場合、警察や消防、病院など様々な機関が関与いたしますが、関係機関それぞれに役割や目的があり、その職務遂行上、関与する状況にあります。

市におきましても可能な限り情報収集に努めてはおります。警察の捜査に関わる内容、病院が保有する負傷者などの個人情報を含む情報は秘匿性が高いことから、関係機関相互において詳しい事故の状況などの情報は共有が難しい状態となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

それぞれ機関ごとの守秘義務等があるため、情報の共有がなかなかされにくいという状況ということが分かったと思います。

少なくとも市の管轄内の施設で起きた事故にもかかわらず、そのお子さんの安否ですら市のほうで分からないといったことにちょっと問題を今感じております。とはいえ、この課題

についてはなかなか市単体で解決は困難であることも感じましたので、課題提起ができたことが意義のあることではないかなと今感じています。

それでは、再々質問ですが、公共施設のほか本市の学校、保育所等での、けがなどの事故報告、いわゆる市の管轄内の範囲における事故情報の共有については、現状どのような体制となっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、学校での事故報告についてですが、文部科学省の学校事故対応に関する指針では、学校は学校の管理下で発生した死亡事故、治療期間が30日以上を負傷等を伴う重篤な事故や意識不明となる事故が起こった場合は、市教育委員会に速やかに報告することとされております。

市教育委員会は、県教育委員会に事故の発生を報告いたします。そして、県教育委員会は、死亡事故など、児童・生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合には国に一報を行うということとされております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、保育所等の関係でお答えします。

公立保育所や私立保育園、認定こども園で事故が発生した場合には、国の基準に基づき、速やかに施設から市と子どもの家庭等へ連絡を行うこととなっています。そのうち死亡事故や意識不明、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故などの重大な事故については、施設から市への報告後、市から県を経由し国へ報告することとなっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

この4月、子どもの事故予防議連において、長崎県大村市が取り組んでいるこどもを事故から守るプロジェクト事業について視察してまいりました。

この事業は、大村市とNPO法人Love & Safetyおおむらが協働して行っている事業であり、市内の保育施設などで起こった子どもの事故を軽微なものから漏れなく情報収集し、産業技術総合研究所等の専門機関で分析した結果を市内の関係機関などで共有し、市民を対象としたイベント等を開催して子どもの事故防止を啓発、その他保育士などを対象と

した子ども安全管理士講座を開催し、子どもたちにとって安全な保育・教育環境の整備を進めているものです。

今回、袋公園での溺水事故を受け、その事故状況の検証と市民、また同年代の子を持つ家庭への注意喚起が十分だったのか、今回これだけ重大な事故が起きたにもかかわらず、市内の保育園や学校等での注意喚起が十分ではないと感じました。

そこで4回目の質問です。

公共施設や学校等において子どもの事故が起きた際には、可能な限り事故の検証をした上での注意喚起、また年齢ごとや季節ごとに起こりやすい事故ケースについては、市内学校や保育園等で都度周知、事故予防の啓発を行うべきと考えるがどうか。

4回目の質問です。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校等で児童・生徒の事故があったときには、事故の状況、原因、対策などを確認し、当該の学校で児童・生徒に注意喚起を行い事故防止に努めております。

また、交通事故等が市内で続いて発生するなど市内全小・中学校に注意喚起が必要と判断したときには、市教育委員会から市内各小・中学校に一斉連絡をして、児童・生徒及び保護者へ注意喚起を行って事故防止の啓発に取り組んでいるところであります。

そのほか、小学校では4年生で、学区内等での危険箇所を調べて地図にまとめた安全マップ、これを作成したり、養護教諭が校内で起きたけがの件数等を地図にまとめたりして、それらを校内や学級内に提示して事故の未然防止に努めております。また、中学校では、委員会活動により自転車の点検や交通安全活動を行うなど、市内小・中学校で学校の特色を生かした事故防止の啓発に取り組んでおります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 保育所では、保護者に対しては、事故防止啓発ポスターの掲示や、月1回発行している保育所だよりに子どもの事故防止についての記事を掲載するなど、家庭においても事故防止に努めていただくよう啓発を行っております。

また、子どもたちに対しては、遊具の使い方などの安全教育を行うとともに、緊急時に適切な行動を取れるよう、火災や地震などを想定した避難訓練を定期的に実施し、事故防止や

安全意識の向上を図っております。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

これからも事故予防に対する啓発について取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きな項目1の（2）に移りたいと思います。

水辺の事故を防ぐための取り組みについて伺いました。教育総務課長のほうから答弁のあった着衣泳指導について再質問をしたいと思います。

現在、着衣泳の授業が対象となる学年、また授業時間数、実施時期、そして着衣泳指導を行う目的や目標をどのように設定しているのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 着衣泳につきましては、小学校段階で全て実施をしております。

ほぼ全ての小学校で全学年を対象としておりまして、時間数は1時間から2時間程度、主に水泳指導の最終日に着衣泳を行っております。

着衣泳の目的としましては、水の事故の未然防止のため着衣での泳ぎの難しさを身をもって体験させ、不慮の事故の際の落ち着いた対応を学ばせることにありまして、また体力を温存したり体温を保持したりしながら長く浮いたり泳いだりすることや、空のペットボトルなど身近なものを浮き輪の代わりにすることなどを学習しております。

痛ましい事故が起きないように、引き続き水辺の事故の未然防止に努めてまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

着衣泳指導授業、私も小学校の頃に受けた記憶がありますし、昔から行われていることというのは認識しているんですけども、無防備に水に落ちてしまったり溺れるような状況に陥ったりする前に、どうしたら水辺の環境をもっと安全に楽しむことができるのかというのを知ることが重要と考えます。

先日も日本ライフセービング協会の方からお話を聞く機会がありまして、これまでライフセービング協会のほうで指導した着衣泳において、背浮きの姿勢を一定時間保つことができる児童は平均で約3割ということでした。そのような話を聞くと、実際溺れてしまったり水に落ちてしまった場合には、それらの授業が生かされるケースは僅かではないかと考えます。

また、現状の学校教育では泳法指導に重きを置かれている点について、協会のほうからも、水辺の安全指導方法のアップデートが必要であるといった内容のご意見がございました。

季節的にも水辺へ遊びに行く機会が増えてくる時期となりますが、水辺の事故に遭わないための事前知識を子どもにもその保護者にもしっかりと伝える時間を確保するべきと考えます。

そこで再々質問です。

現在、本市では水辺の事故を事前に防止するための安全教育については、児童・生徒、保護者に向けて行っているか。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 市内小・中学校としましては、用水路通水開始時期や5月の連休前、夏休み前などに水辺の事故防止のための注意喚起を行っております。

具体的には、ゲリラ豪雨により水位が一気に高くなるなど、農業用排水路やため池の危険性、離岸流への注意とともに、流されてしまったときの対応など、帰りの会や学級活動等で指導をしております。

また、中学校では、保健の授業で応急手当や心肺蘇生法などについて学習をしております。生徒を対象に心肺蘇生法実技講習を実施している中学校もございます。

そのほか、夏季休業前には、水辺の事故防止等を記した夏休みのしおりや手紙を発出しまして、児童・生徒及び保護者に注意喚起を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

では、4回目の質問になりますが、冒頭にも言いましたが、本市は海、池、川等水辺が非常に身近な地域性からも、水辺の事故に関する知識を特に子どもたちには積極的に指導、啓発するべきであると同時に、そういった地域性から子どもたちを守る取り組みが本市独自の魅力や特徴になるとも考えます。

現在、本市において、交通安全に関しては、市民生活課職員が保育園や学校に赴いて安全指導を行っていますが、それと同様の形で、市の職員が管轄となって日本ライフセービング協会のような民間と連携しながら学校へ赴き、水辺での安全な遊び方やライフジャケットの着用方法など、水辺の安全教育を子どもたちに向けて行うのはどうかといった提案をさせて

いただきますが、ご見解をいただきたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部より回答をさせていただきます。

現在、消防本部では民間と連携した講習会等は実施しておりませんが、まちづくり出前講座の中で「だれにでもできる応急処置」、また「救命講習」をテーマに救急講習会を受け付けておりますので、学校や保育園等に赴いて、生徒、保護者を対象に応急手当、救命手当について講習を行うことは可能でございます。

また、消防本部では、出前講座のほかに、保育所や小・中学校で教諭を対象とした救急講習会を毎年実施しております。回数につきましては、令和4年度で24回、令和5年度で31回実施しております。

それに加えて、スポーツクラブ等に所属する、小・中学生を対象とした講習会が令和5年度で4回、生徒、保護者72名が受講しているなどの実績がございます。

このように救命に関する教室は学校等で開催可能でございます。

傷病者の命を救い社会復帰に導くために必要となる行動としましては、一つ目、心停止の予防、二つ目、心停止の早期認識と通報、三つ目、心肺蘇生とAED、四つ目としまして病院での集中治療、この四つが途切れることなくつながることが重要でございます。

一つ目の心停止の予防につきましては、小児の突然死の主な原因に、けが、窒息、溺水などが考えられますことから、日常生活での危険について、また予防などについて救急講習の中でお伝えをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。救命講習については、様々いろんなところでやられているということは分かりましたので、ありがとうございます。

また、水辺の事故という観点からも何かメニュー等を増やしていただいて、これから検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、大きな項目2のこどもの意見表明権のほうの再質問に移りたいと思います。

市長からご答弁をいただきまして、こどもの意見表明権、大変重要なことだと考えていただいているということで、子どもたちから積極的に意見を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

こども基本法制定に伴いまして、旭市としても子どもの最善の利益、子どもの人権について、しっかりと予算をかけて子ども・若者施策へ反映させていただくことを私から要望します。

さて、昨年末から今年初めにかけて、本市では市内の小学生及び未就学児を持つ家庭を対象に子ども・子育てアンケートを実施したかと思います。その中で、小学生家庭には、保護者だけでなく当該小学生児童に対するアンケートを新たに実施しておりましたが、それについてはどのような目的で実施を行ったのか、お尋ねいたします。

また、今回そのアンケートでいただいた声の結果を基に、第3期旭市子ども・子育て支援事業計画を策定していくものと認識しておりますが、現状の計画には子ども・若者を主体とする計画部分がほぼ抜け落ちている状況だと捉えています。

国のこども基本法の成立により、国は地方公共団体に対して国のこども大綱を勘案してこども計画を定めるよう努めるとされていることから、これまでの子ども・子育て支援計画にこども計画、若者計画を組み入れていく必要があると思いますが、今後の本計画の組立てについてどのように検討をしているのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、子育て支援課から、昨年度行いましたアンケートの目的について回答させていただきます。

こども基本法におきまして、第3条でこどもの意見表明機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たって、「こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことを国や地方公共団体に対し義務づける規定が設けられております。

これを踏まえ、昨年度実施した第3期子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料のためのアンケート調査では、暮らしやすいまちづくりに関する小学生本人への設問を設け、意見を聞いております。いただいた意見については、第3期事業計画を策定する際に参考とさせていただきます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課から、子ども・若者計画についてご回答させていただきます。

子ども・若者計画については、先ほど市長の答弁にも一部ありましたが、これまで実施してきた市民と市長の対話集会や青少年意見発表大会での意見、家庭教育学級、PTA連絡協議会をはじめとした各種団体の協議の場などでいただいた様々な声を生かしていきたいと考えております。

現在策定を進めている旭市総合戦略、子ども・子育て支援事業計画策定におけるアンケート調査についても留意し、各計画と整合性を図り、連携した運用に努めなければならないと考えております。

また、今後協議を進めていく中で、計画策定のためだけではなく、若者世代の声を日常的に聴ける機会の創出とその声を実現できる仕組みづくりについても研究してまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

今回、アンケートが小学生対象にあったんですけども、やっぱり世帯の中の一番年上の小学生のみアンケートが対象となっていましたので、なかなか一部の子どもたちの声しか聞いていないというのが印象にありました。

先ほど言っていたように、若者の声をこれからも積極的に聞いていただけるという答弁をいただいたんですけども、まさに日常的に広い声を、一部の子どもたちの声ではなくてなるべく多くの子どもたちの声を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

こどもの意見表明権の関連から、学校の校則について3回目の質問でお尋ねいたします。

校則は、社会通念上合理的な範囲であることが前提で、子どもの人権・健康への配慮に欠けるものは直ちに直すべきであることと、子どもたちが最も身近に接する生活のルールになることから、これまで以上に子どもたちが主体的・積極的に意見を上げて、自分たちの生活のルールを見直ししていける取り組みの強化が必要と考えます。

しかしながら、残念なことに、いまだ本市の特に中学校のほうの保護者の方から、校則について疑問を感じている声ですとか、教員からの理不尽な指導に生徒が困惑したという声が実情として上がってきております。

また、校則をはじめとしたこういった困りというのは、一たび変えていこうとすると、声を上げるのにとてつもない勇気や労力が必要だったり、ささいなルール一つ変えるにも時間がかかったりします。

中学生ですと、結果、1人の生徒は3年たてば卒業してしまうので、そこで変わらないと、また次世代が同じように困るを繰り返すといった容易に変えていきづらい、社会の変革がしづらい構造ができてしまっているのが現状です。

こども基本法の成立と生徒指導提要の改定を受けて、校則見直しガイドラインというものを策定する自治体も増えてきているようです。校則をただ変えればいいのか緩くすればいいということではなくて、身の回りのルールが自分たちにとって意味のあるものになっているのか見直ししていく習慣というのが、社会に出て今度は自分たちの暮らしや社会全体を自分たちで改善していく動きにつながります。

そのため、学校はもちろん、生徒や保護者に対しても、どうしたら見直しができるのか、しっかりと見直しの方法について提示するためにもガイドラインがあるべきと考えます。今後、本市の学校での校則見直しのガイドラインを作成する考えはあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和4年12月に改訂されました生徒指導提要、こちらのほうでは、校則を学校のホームページ等へ公開することや、見直しの際に児童・生徒が主体的に参加して意見表明をすることなどが記されております。

現在、市内小・中学校では、校則に対する児童・生徒、保護者の意見の聴取の方法も含め、校則の見直しの在り方を考えながら取り組んでいるところでございます。その取り組みを尊重し、ガイドラインの作成については、市内小・中学校の状況を勘案して判断していくべきものと捉えております。

校則見直しの進捗状況についてですが、市内小学校では、学校での過ごし方等について、児童会等で児童の意見を基に話し合いに取り組んでいるところもございます。

また、市内中学校では、「わたしたちの手で作った頭髪の約束」などに見られるように、生徒の意見を聞いて校則の見直しがこれまでも行われた事例がございます。それぞれの学校では、各学級で生徒の意見を聴取するとともに、生徒会と教職員が話し合いを行うなどして、今後も校則の見直しを進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

今も児童会ですとか生徒会のほうで見直しの取り組みをやっているということなんですけれども、例えば生徒のほうで、こういうふうに変えていこうというルールに対して声が上がったとしても、結局、校長先生のほうで却下が出て変わらない、そういった例もあると聞いております。

ぜひ子どもたちの声を尊重し、却下するのであれば、なぜそのように変えないのかというのをきちんと説明をしていただいた上で、子どもたちの声になるべく反映できるようにしていただきたいと思っております。なので、子どもの権利を主体と考える観点からも、教育委員会のほうから、ぜひもっと積極的に働きかけしていただきたいと思っております。

続いて、本市の学校の統廃合計画について、こちらも子どもに直接関わる重要な協議事項であることから、計画についてしっかりと子どもたちに分かるような説明をした上で、当事者である子どもたちからの意見を聞く場の設置をすることが必須であると考えますが、これについてもご見解を伺います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校再編において子どもの意見を聴取する機会としましては、新しい学校の名称を決める際に児童・生徒にもアイデアを募集する予定でございます。

また、今後、新しい学校づくりに向けて、校則や生活の決まり等の作成、またクラブ活動や委員会活動などで児童・生徒の意見を取り入れていきたいと考えております。

あとは、児童・生徒の主体的な意見をアンケート等で聞きながら、今後、学校再編を進めて、魅力的な学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

先ほども言いましたが、子どもの声を聞くことには、まず子どもにも分かるように説明するということも含まれます。統廃合にかかわらず、直接子どもに関わる事柄については、漏れなく子どもからの意見を聴取する、そして話合いに参画させることを必ず行っていただくように要望をいたします。

それでは、最後に大きな項目3、千葉県の実験条例を受けての質問に移りたいと思います。

（1）のほう、女性管理職の割合について初めにお伺いさせていただきました。課長職の

ほうは前年と変わらず、管理職全体でいうと1ポイント増ということで、ほとんど変わらなかったかなという点が分かったんですけども、その点についてどのような理由があったのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、課長職の女性の割合が増えていないということの理由でございますけれども、課長職への昇格につきましては、副課長の在職期間のほか、人事考課における内容などを総合的に勘案しながら性別にとらわれず決定しております。課長職は基本的にはポスト職になりますので、今年度は課長職の空きポスト自体が少なかったことも要因の一つであると考えております。

なお、女性課長の人数は昨年度と変わっておりませんが、今年度、新たに5級副主幹の管理職に昇格した職員は全て女性となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 様々理由があること分かりました。結果だけ見たところで、もっと遡った根本的な理由について焦点を当てていかないといけないのかなと考えています。

他市の例を挙げますと、千葉市では女性や子育て世代の職員へのサポートが充実しており、平成28年より千葉市女性職員活躍推進プランを策定、女性職員がキャリアアップしやすい職場環境の醸成、女性職員自身がキャリアアップについてイメージを持てるような研修を行っているそうです。

旭市としても、こういった女性職員へ向けたキャリアアップ支援について積極的に行っていく考えはあるか。また、もっと踏み込んだ形で女性リーダーを増やしていくために、まずは福祉関連の課を中心に、保健師や保育士など女性の多い職種から、早い段階で課長も視野に入れた管理職を選択肢として積極的に目指していける支援があればよいと考えておりますが、それについてもご見解をいただきたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 女性管理職育成のためのフォローアップということにつきましては、本年4月に策定しました女性活躍推進法に基づく第3次特定事業主行動計画におきまして、女性がより一層職場で活躍するためには女性が管理職に就きたいと思える職場環境の整備が

必要としまして、機運を醸成するための研修会を開催するとしております。

これは、保健師や保育士などといった女性の割合が高い職種においても、一般行政職と同様に行うものでございます。

また、管理職はもとより、これから管理職に就く女性職員も対象にした女性職員キャリアデザイン研修を開催するといった育成支援をしております。

それで、保育士や保健師などの資格職につきましては、それぞれの分野におけるスペシャリストとして活躍しているため、一般行政職の課長への登用など、こちらは本人の意向も含めて難しい面があります。

しかしながら、今後働き方の多様化も見込まれるため、より女性が職場で活躍できるよう、幅広い視野を持った人材登用について研究してまいりたいと考えております。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

様々研修をやっていただきたいなと思いました。やっぱり管理職ですとか課長ですと、男性になるものというイメージがまだまだ多いと思いますので、そういった意識とか固定観念を取り除けるような取り組みをやっていただきたいと思っております。

性別に限らずですが、若年層、子育て世代の職員へのサポートも重要と考えています。先ほど挙げた千葉市の例で言いますと、男性育休取得率は令和4年度で78%、性別に限らず育児・家庭状況に配慮しながら管理職に登用したり柔軟な昇任制度の構築を行っています。

管理職であってもワーク・ライフ・バランスをしっかりと取れる働き方改革に取り組んでいく必要があると考えますが、職員の働き方改革について、現状と今後の展望を伺います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

管理職におけるワーク・ライフ・バランスということでございますけれども、適切な行政運営をするために、人事については、性別にとらわれることなく適材適所を念頭に置いた異動や昇格などを行っております。

また、管理職に就くことへの意識の向上とワーク・ライフ・バランスの充実は密接に関係していると認識しておりますので、DXの推進や必要に応じたアウトソーシングの活用などによりまして業務を効率化することでワーク・ライフ・バランスを推進していきたいと考えております。

現在、管理職のみにスポットを当てた働き方改革などの取り組みはございませんが、職場全体における業務効率化を推進するとともに、先進的な取り組みを研究するなど、管理職にとっても働きやすい職場環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きな項目3の（2）のほうの再質問に移りたいと思います。

外国人居住者の推移に関して最初の質問で質問させていただきました。旭市の場合どうなのかなと思っていたんですけども、だいぶ近年、外国人居住者の数も増えているのとともに、日本語教育が必要なお子さんというのが、令和4年から令和5年で約倍増しているというところに私もちょっと驚きました。決して少ない数字ではないなと感じましたので、その言語に対してのサポートが必要なお子さんと同時に、そのご家族も恐らく同様にサポートが必要な状況であるのではないかなと思っております。

コロナ禍が終息していくとともに、観光地のほうでは海外からの観光客がかなり増えてきていると思うんですけども、本市においては働きに来ている方だったりとかその家族、この地域の特徴として中長期的に住まわれる方の割合が観光客よりも多いのではないかと推測しているところです。県条例制定に合わせて、外国人居住者の状況ですとか、また特にお子さんの状況についてしっかりと実態把握をしていただきたいと思います。

先ほど、日本語教育が必要なお子さんというのがだんだん増えているということは分かったんですけども、それを聞いた上で、不就学、学校にまだ行けているんだったらいいんですけども、就学できていないお子さんがいないのかという把握ができていいのか、もしできているのだとしたらどうやって把握しているのかというのをちょっと質問として入れさせてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現在、本市におきまして、外国人で学校に通っていない、いわゆる不就学の子どもはおりません。

外国人であっても住民基本台帳の生年月日で把握できますし、基本的には市役所に住民登録の手続きに来庁した際に、小・中学生の年齢のお子さんがいらっしゃれば、教育委員会の窓口にもお越しいただいて就学の手続きをしていただいております。その際に、日本語がど

の程度話せるかとか、その状況を確認して、必要に応じて翻訳機の貸出しを行うとともに、あと学校との連絡調整を行っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

一応住民基本台帳のほうと照合していただいているということで、現在、そういった学校に行けていない方はいないということで安心しました。

その上で、現状として、外国人労働者やその家族に対し、特に日本語教育が必要な児童・生徒に対して、市や学校ではどのような支援を行っているのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 現在のところ、市では、日本語教室や生活相談など外国人を対象とした事業は行っておりません。日本語を話せない方が市役所に手続きに来られた際の窓口での対応につきましては、窓口に備えてある翻訳機、またはスマートフォンの翻訳機能を利用して会話などしております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校におきましては、日本語教育が必要な児童・生徒の状況に応じまして、週1時間から5時間程度、日本語や学習面の個別指導を実施しております。

また、日常生活の支援として、市教育委員会で翻訳機の貸出しを行っております。

また、保護者の支援としましては、保護者の要望に応じて、入学手続きなどでサポートしていただいた就労先の方などを介していただいたり、翻訳アプリ等を活用したりして連絡を取っているところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

言葉の壁から進学、就職が困難となる、十分な教育が受けられないということ、また収入がないということは貧困につながり、非行や犯罪行動につながることも考えられます。つまり、まちの治安につながる問題であると思っております。また、保護者、家族にも支援を行うことは、子どもがヤングケアラーとなる要因を取り除くということにつながると考えてお

ります。

外国からの労働者や家族向けに日本語の学習支援を行ったり、外国人も積極的に地域の文化行事、イベントなどに参画しやすい環境を醸成することが今後あるべき支援の形ではないかと思っております。

これからも恐らく増加していくニーズに対応していけるように、実態の把握と柔軟な対応、本市として多様な人材をただ受け入れるだけではなく、地域の生活や文化に適應できるようにサポートしていくことが、誰にとっても住みやすい、帰ってきたくなるまちになると考えております。

このように、今質問に挙げた国籍の違いや男女の性差だけではなく、多様性を尊重し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくために、本市としてどのように取り組んでいく考えか、ぜひ市長から総括的なご意見をお伺いしたいなと思っております。

次期旭市総合戦略として多様性を尊重する政策を積極的に盛り込んでいく予定があるのか、県条例制定を受けてのお考えをお伺いします。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません。市長ということですが、私からお答えいたします。

まず、本市の総合戦略では、将来都市像について、「持続可能な“まち”の実現のためには、旭市で生まれ、育ち、暮らしている市民の誰もが、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりの視点が重要」としております。

この「旭市で生まれ、育ち、暮らしている市民」とは、本市で暮らす全ての市民、もちろん外国人世帯の方々も当然含みます。そういう考え方でありますので、現在策定を進めている第3期総合戦略につきましても、こうした包括的な理念を引継ぎながら策定してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 崎山議員。

○6番（崎山華英） 既にそのように総合戦略の中には記載があつて、これからも取り組んでいく考えということが分かりました。ありがとうございます。

これで終わりにはなるんですけれども、最近の話題で、民間の有識者グループから成る人口戦略会議が、令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートを発表し、全自治体の4割超に当たる744の自治体が消滅可能性自治体に当たるとの推測をしています。

本市と隣接する銚子市、香取市、匝瑳市、東庄町は全て消滅可能性自治体として名前が挙がっている中、辛うじて旭市はリストに上がりませんでした。

この消滅可能性自治体の定義、市長、ご存じでしょうか。20歳から39歳の若年女性人口が2010年から40年までの30年の間に50%以上減少すると推計される市町村のことを指します。旭市は辛うじて消滅可能性都市と言われなかったわけなんですけれども、そうはいっても減少率が41%と決して喜べない数字。

いずれにしましても、この若年女性というのが少子化対策のキーであるということを、市長にはしっかりと認識していただきたいと思っております。

女性の社会進出が少子化の原因だとの考えは古い考えでありまして、専業主婦世帯より共働き世帯のほうが子どもを多く産み育てているという研究データもあることから、女性への支援、女性の多様な生き方を認められる社会が本当の少子化対策になると考えます。

誰もが住みたい、帰っていきたいと思えるまち、そのためには、近隣市のどこよりも多様性を尊重するまちを、米本市長にはつくっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで私からの一般質問は終わりにします。

○副議長（遠藤保明） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○副議長（遠藤保明） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） 議席番号9番、島田恒でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。ちょうど昼食が終わった後で、ちょっとまぶたも重たくなるころですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、大きな項目で2項目、おのおの3点ということでご質問させていただきたいと思えます。

まず、大きな1項目めでありますけれども、空き公共施設等の利活用についてです。

現在、干潟地区を皮切りに小・中学校の統廃合が話し合われているところでございますけれども、これは地区の説明会、あるいは代表者会議を通じて、何がよりよい統合なのかと真剣に話されているところであります。

今、市内に小学校は15校、中学校は5校あります。この統合案では、これを半分の10校にするという予定です。現在の少子化が予想される中で学校経営も極めて難しくなってくる中、子どもたちの教育環境をしっかりと整えるという意味でも、現実的な判断だと思っておりますけれども、一方で、学校の役目を終える施設をこれからどのように運用、あるいは活用していくかというのは、地域にとっても非常に大きな課題だと思っております。

そこで、大きい項目の一つ目、空き公共施設の利活用ということで、（１）小・中学校統合後の空き校舎と跡地利用について、統廃合と並行して検討を進めるべきと考えるが、本市の見解をまずお伺いしたいと思います。

（２）として、この統廃合に当たっての住民参加について、地域住民の方々や地域のために活動したいんだというボランティアの方々、あるいは事業者の方々もいると思いますけれども、そういう方々の意見をどのように丁寧に取り上げていくのかお伺いしたいと思います。

それと、（３）そういう話合いのいろいろ経過があると思います。そこで、そういう情報の住民の方々への提供と情報公開について、検討過程というものをつまびらかに公開して透明化を図ることが非常に大切だと思いますけれども、ということで本市の見解をお伺いしたいと思います。

２項目めでございます。耕作放棄地の解消についてです。

これについては、私は昨年の定例会の中でもご質問をしましたがけれども、手入れのされていない農地、加えて農地以外でも荒廃地ございますけれども、そういう管理について、今後とも継続して本市の課題となっていくと考えますけれども、そこで（１）本市における耕作放棄地の対策について、現状と近年の推移、昨年もお聞きしましたがけれども、課題についてお伺いしたいと思います。

それから、（２）耕畜連携の取り組みについてさらに拡大するための本市の見解をお伺いしたいと思います。

（３）として、耕作放棄地や水路、あるいは荒廃地にごみが放置されて困っているという苦情はあると思います。そこで、本市の現状と課題をお伺いしたいと思います。

再質問については質問席でお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 一般質問は途中ですが、午後２時まで休憩いたします。

休憩 午後 １時５０分

再開 午後 2時 0分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。

議員及び執行部にクールビズの期間中ですので、議場内の温度が上がっていますので、上着を脱いで結構ですので、よろしくお願いします。

引き続き、島田恒議員の一般質問を行います。

答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、1の空き公共施設等の利活用についてお答えいたします。

まず（1）ですが、学校跡地の利活用につきましては、旭市学校再編基本方針におきまして、これまで学校が担ってきた地域の役割も踏まえ、今後も地域の拠点として利活用できるよう検討していくとしております。

具体的な跡地利用につきましては、旭市学校再編準備委員会設置要綱に基づき、今後設置する保護者や地域の代表者、学校関係者など25名程度で構成する会議を設置しまして、学校再編と並行して廃校となる学校跡地の利活用についてご意見を伺いながら、様々な観点から検討していきたいと考えております。

続きまして、（2）の住民参加についてでございますが、学校跡地の利活用につきましては、まずは先ほど申し上げました準備委員会で地域の皆様のご意見をまとめていただきたいと考えております。その意見を踏まえた利活用について、地域の事業者、ボランティア団体等のご意見をいただく必要があるか検討してまいりたいと思います。

続きまして、（3）の住民への情報公開についてですが、会議内容等の住民への情報公開につきましては、旭市審議会等の会議の公開に関する要綱を踏まえまして、これまでも地域検討会議や代表者会議などの情報を公開してございます。

今後の会議の内容につきましても、引き続き学校再編だよりをはじめ、市のホームページ、広報あさひ、回覧板などを活用しまして、より丁寧にお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（戸葉正和） 農業委員会からは、2の（1）本市における耕作放棄地の対策について現状と近年の推移、課題は何かというご質問にお答えいたします。

まず、農業委員会では遊休農地の発生防止・解消を図るため、農地の利用状況調査等の実施により、遊休農地の把握に努めておりますので、そちらで回答させていただきます。

遊休農地面積の近年の推移ですが、令和3年度末は75.3ヘクタール、令和4年度末は72.1ヘクタールでした。令和5年度は新規発見が4.1ヘクタールありましたが、6.2ヘクタールが解消となり、年度末では70.0ヘクタールとなっております。

課題ですが、農業者の高齢化による労働力不足、農地の条件が悪く耕作しづらいことなどと考えます。また、最近では、貸し付けていた農地が借受け者の高齢化や廃業により返還されてしまったが、新たな耕作者がなかなか見つからず、その間に遊休農地となってしまうケースなども増えております。

○副議長（遠藤保明） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、2の（2）耕畜連携の取り組みについて、さらに拡大するための本市の見解ということですが、本市では主食用米から飼料用米の作付転換を推進しております。飼料用米生産者協議会と飼料用米利用者協議会の状況、それから飼料用米の助成金の関係、若干減ってきておりますので、その状況についてご答弁を申し上げます。

飼料用米生産者協議会は、稲作農家の組織で会員は50になります。令和5年度の生産量は3,656トンで、市全体の飼料用米生産量の70%を占めております。

飼料用米利用者協議会は、畜産農家の組織で会員数は10になります。市内で生産された飼料用米の85%を受け入れております。

助成金につきましては、令和6年度の水田活用直接支払交付金として、アキヒカリや夢あおば等の専用品種の変更はありませんが、コシヒカリやふさこがね等の主食用品種は、従前の10アール当たり8万円から7万5,000円になりました。

来年度以降も毎年5,000円ずつ減額され、令和8年度には6万5,000円まで減額されることになります。

一方で、今年度の飼料用米の作付面積でございますが、6月1日現在の集計で725.3ヘクタールとなっております。昨年度と比較して7%程度の減少にとどまっております。

交付金の減額や米価の上昇傾向もあって、飼料用米をやめて主食用米を増やそうとする動きが強まっている状況にあり、飼料用米の作付が減少することが見込まれておりますが、引

き続き制度周知と専用品種での取り組みについて推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな項目の2の（3）についてお答えします。

耕作放棄地に限らず、管理されていない土地は不法投棄の場所として狙われる傾向にあり、年間で200件程度、不法投棄ごみの通報や苦情が寄せられております。

市では、ごみの投棄者（原因者）を探して撤去指導を行います。総じて投棄者（原因者）を特定できないため、道路などに投棄されたごみにつきましては、市で回収しているところがございます。

しかし、空き地や農地等の私有地に投棄されたごみにつきましては、市の条例により、その土地の所有者または管理者が処理しなければなりませんので、日頃から不法投棄されないように土地の管理をお願いしているところがございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再質問に移りたいと思います。

1番目の空き公共施設の関係で、今、跡地利用についての見解ということでお伺いしましたけれども、先ほどのご回答で地域の拠点となるように利活用できるようにということでご回答いただきましたけれども、そのとおりだと思います。

学校というのは、特に小学校ですけれども、今の場所から小学校がなくなるというのは、我々の記憶にはほぼないような気がします。この旭市の前に1市3町の合併があったわけですが、おおむね昭和30年前後ということになりますが、そのはるか以前、村の時代から小学校というのはずっとそこにあったというふうに認識しておりますが、それが特に小学校というものが、その地域から小学校という、そういう学びやがなくなるということは、地域にとっても非常に大きな変化になってくる。我々が考える以上に大きな変化になるのではないかなという気がします。

統廃合の議論、もちろんこれが一番大切ではありますが、そういうものとしっかり重ね合わせて、地域の拠点として先ほどのお答えにあったように、利活用を考えていくということが非常に大切なことだと思っております。

学校跡地活用について今まで説明会、あるいは代表者会議も行われておりますけれども、その中ではそういうことに対する議論というのに、触れられたことはあったのかということ

についてお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 干潟地域の例ですが、代表者会議の前に行われました地域検討会議、この中で跡地活用につきまして先ほど申し上げましたように、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を、地域と共に検討していただきたいということを会議の中でご意見を承っております。

今後設置される学校再編準備委員会において、改めて地域の皆様のご意見を具体的にお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問でございますけれども、地域の人たち、そういう学びやを卒業された人たち、それとこういうことに関わる多くの方々というのは様々な思いをお持ちだろうと思います。

ただ、この空き施設の利用というのは、地域の声ですとか生徒・児童、保護者の声など広く聞くとともに、その外にも目を向けて優良な活用事例というんでしょうか、そういうものもご提供いただければ、この地域の我々も、そういう活用もあったのかということで膝を打つようなこともあろうかと思います。先進事例ですとか、あるいは優良事例というものが今まで検討、調査等をされた経過はあったのか、あればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 優良な事例につきましては、地域検討会議において近隣市の跡地活用の状況や、文部科学省の事例集「未来につなごう みんなの廃校プロジェクト」というものから、都市交流施設やスポーツセンター、コミュニティ複合施設や民間活用事例などを多々ご紹介しております。

今後は、その学校再編準備委員会において改めて先進事例を紹介しまして、地域のご意見を伺っていききたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 地域にとって有意義な地域の拠点として活用していくためにも、案が出

たらその時々に対応ということではなくて、やっぱりその20校あるものが半分になるわけですから、しっかりと仕組みをつくって私は対応していくべきだと思っています。

そこで、本市としてもこういうものを、非常に重要なものを進めていくときに効果的に進めていく上でも、例えば跡地の活用基本計画だとか、それから活用に当たっての条例ですとか、そういうものを策定してしっかりとした立てつけをつくって進めたほうがいいと私は考えますけれども、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校跡地と施設は本市の貴重な財産でありまして、効果的な活用が求められるものでありますので、本市のまちづくりの方向性と整合性を図る必要もあると考えております。地域のご意見を最優先としつつも、市として基本となる考え方や検討体制を明らかにする必要もあると思いますので、今後関係部署とも連携しながら跡地活用の基本方針などの策定について検討していきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） まちづくりの方向性との整合性というお答えでありますけれども、それはそのとおりだと思います。区会ですとか様々な会合で、この統廃合の問題はよく我々のところでも話題に上がります。跡地を地域のために有効に活用したほうが良いという前向きな意見もたくさん出ることを私も聞いております。学校がなくなったから残念ということだけではなくて、やはりその地域のコミュニティの中心と、そもそも小学校がそういう役割を果たしておりましたので、しっかりとそういう仕組みをつくって進めていただきたいと思います。

次の質問、（2）に移りたいと思いますけれども、（2）の住民参加についてということでの再質問でございます。

様々な機会を捉えて、例えばそこに入る事業者、入る可能性がある事業者ですとか、あるいは地元のボランティア団体とか、そういう方々の意見を伺うのはとても大切だと思いますけれども、そういうことに当たって広くアンケート調査などをする予定はあるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） アンケート調査ということでございますが、まずは地元の皆様の意見を伺うことが大切だと思いますので、学校再編準備委員会にて検討していただきたいと考えております。

また、庁内でも市の財産としての有効な利活用の方法を教育委員会だけでなく、関係部署を交えた会議で検討をしていきたいと考えております。これらの検討過程の中で必要となりましたら、アンケートの実施も視野に入れていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 再々質問になりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、優良事例ですとか活用事例などを周知していただき、なるべくそういう情報も提供していただいて、自分の地域に合った活用方法というんでしょうか、いろんな環境がありますので、活用方法はどうかと、しっかり考えるのは建設的であろうかと思います。学校の跡地の利活用というのは、地域の例えば懇談会などを開催して、しっかりと意見を拾い上げることも必要と考えますけれども、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 地域の意見を拾い上げる方法としましては、先ほどのアンケートと同様に様々な方法が考えられると思います。それらについても今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 4回目の質問ですけれども、地域の意見を丁寧に拾い上げると、これは当然の話であります。これと同時にああいう大きい施設、面積的にも大きい、施設としてもしっかりしているというものでありますので、地域以外の外部業者など民間に関わるその跡地の利用についての参画というんでしょうか、そういうものについては市としてはどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 近隣市町の例では、サウンディング調査を行った上でプロポーザル方式にて、民間事業者等へ公募を行うというケースも見受けられます。地域の意見を踏

まえまして必要となりましたら、文部科学省のみんなの廃校プロジェクトや、千葉県企業庁の空き公共施設などに情報を掲載しまして、広く事業者への周知を図りたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今のサウンディング調査とプロポーザル方式という横文字でなかなか分かりにくいわけですが、サウンディング調査というのは、私もちょっとものの本で調べましたけれども、あまり聞き慣れない言葉なんですけれども、そういう施設というものを、特に公共財産というものを有効に活用するという中で、活用方法について民間事業者から広く意見とか、あるいは提案を求めて検討する調査だと思います。

そういう調査を受けて、今度はプロポーザルという形で、おひさまテラスなんかもそうですけれども、公募するにしても地域の状況だとか、課題というのは様々違うわけありますので、しっかり事前に伝えて参入しやすい効果的な公募条件というのを整えるということも大切なことだと思いますので、ぜひご検討も願いたいと思います。

次に移りたいと思います。

情報公開、こういうものについて、情報公開についての関係ですけれども、学校跡地の利活用を議論する上で活用協議会、どういうふうに前向きに活用するのか、などの会議を新たに設置する必要があると私は考えているんですけれども、市のご見解を伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 活用協議会の設置などということですが、まずは学校再編の準備委員会において方向性をご提案いただきまして、今後その提案を推し進めるときに必要となった場合には、活用協議会などの設置についても検討をしてまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 跡地の活用については、できれば地元が優先的にそういうものを利用していくというのが本筋だと思うんですね。それが一番いいと思いますけれども、もし民間事業者がそこに入ってくるということになると、やっぱり地元の方々もそれを使いたい、民間事業者の方もそこを使いたいんだなんていうと、そこを調整する必要があると思いますけれども、そういった場合のことはまだまだ想定できないかもしれませんが、お考えが

あればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 民間事業者との調整ということでございますが、何度も申し上げますが、準備委員会での意見を踏まえまして、市としての方向性を全庁的に検討していく中で、今後必要があれば、そういった外部の民間事業者との調整も検討してまいります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 統廃合の議論というのは、まだ始まったところというんでしょうかね。

ですので、統合のこういう検討と利活用の検討というのは、同時に並行というのはなかなか難しいところもあると思いますけれども、それはまた地域にとっては切り離して議論するようなものでもないと思うんですね。ですから、しっかりと並行して、ちょっと後ずれしても、しっかりと進めていっていただきたいというように思います。

この跡地ですとか、施設がこの地域の長い長い間のコミュニティの中心であり続けられるように、そういうコミュニティを壊さないという、そこを少なくとも荒らしたりしないように、丁寧なそういういい活用事例があれば、そういう情報も提供しながらお願いしたいと思います。

それでは、大きな2項目めに移らせていただきます。この耕作放棄地の解消でございますけれども、先ほど対策についてお伺いしました。その再質問ですけれども、先ほど数字的には70町歩ぐらいまで減ってきたということで、これはよいことだと思いますけれども、まだまだ70町残っているというところであります。

減っているということはいいことなんですけれども、しかし先ほどのご回答にもありましたように、農業をする方々の高齢化によって遊休農地が進む、増えてくる。専業農家でも返したいんだと、借りている人でも返したいんだと、そういうお話もよく聞きます。そういう中で新たに発生していくということも想定されて、非常に悩ましい問題だと思います。

昨年から地域計画の策定というのが農業委員会を中心に今進められております。この地域計画の主眼というのは、優良農地をしっかりと誰が今後地域農業のために使っていくかということ在地図にはっきりと落とし込むという計画です。一方で地域計画のそれは大きな目的ですけれども、もう一つ、もっとこの不耕作地をどういうふうに関消していくんだというものも大きな課題になってきます。

先ほど午前中にも、伊場議員のほうから農用地区域の関係の話ございましたけれども、7,000ヘクタール、非常に大きな面積が旭市には農地としてある。この地目的に農地ということと、農業振興地域というものと、農用地区域ということを非常に皆さん分かりにくいところがあると思いますけれども、この優良農地、例えば干潟八万石のああいいう広大なすばらしい水田、美田ですね。そういうものはこの農用地区域というのは間違いなくあるわけなんだけれども、農振地域という中には例えば住宅地の中に入り込んでいるようなところもあるわけです。

ですから、どういうふうに、午前中に都市計画の話もありましたけれども、基本的には都市計画とこういう農振計画というのは根拠法が違いますから、別々のものではありますけれども、本市のようなこういう農業潜在力のある地域にとっては、都市計画の視点から、きちっと農業振興地域整備計画、農用地の在り方というのにも検討していくべきだと思います。

そういった意味も含めて、この担い手を中心に誰がこの農地を耕作するのか地図に落とし込む、これは地域計画ですね、将来に向けて大変意義のある計画だと思っていますけれども、その地域計画の進捗状況と、それから地域計画の中での先ほど申し上げました課題であります、耕作放棄地の解消に向けた取り組みについて改めてお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、地域計画の進捗状況につきましては、市内15の小学校区で説明会を開催し、海上地域の三つの小学校区につきましては、先行して地域の農業者による話合いが終了したことから、農地一筆ごとに将来誰が耕作するのかなど、農地利用の姿を明確化した目標地図を作成しているところでございます。

市といたしましては、令和7年3月末までの地域計画策定に向けた農業者との話合いの中で、耕作放棄地の解消について支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 昨年の同様の質問の中でも言いましたけれども、実は旭市というのは、この優良農地の集積度合いというんでしょうか、については県内ではもう圧倒的に1位ということで、すばらしく農業の潜在力も高く、まとものいい本市でございます。それぐらいに本市の農業には底力があると、まとものよい条件等、そういう潜在力があるというふうに私も認識しています。

しかし、その一方でこの耕作放棄地、あるいは遊休農地の解消も、先ほど70ヘクタールということはありましたけれども、課題としては残っている。この耕作放棄地の解消に向けた本市がそういう状況でありますので助成措置、あるいは本市独自の助成措置があればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） それでは、お答えします。

耕作放棄地解消のための助成措置につきましては、国や県などの補助事業として多面的機能支払交付金を活用した地域ぐるみの保全活動を支援する事業や、農地中間管理機構による遊休農地解消緊急対策事業がございます。

市独自の助成といたしましては、10アール当たり10万円を補助する耕作放棄地再生事業補助金がございます。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 先ほどの質問で、午前中の質問、井田議員のところ、伊場議員と申し上げてしまいました。伊場議員も昨年、地域計画のご質問をされましたので、ご了解願いたいと思います。どうもすみませんでした。

今、多面的機能支払交付金のお話がありました。私も関わっておりますけれども、これはとても小回りの利く事業だと思っております。農地、農道、水路や農業地域に限定されるわけですが、農業者、それから自治会、それから地域の農家以外の方々も加わっておりますので、地域全体の環境の保全には大きな力となっているような気がします。

一方、この事業の内容を見ますと、例えば草刈りですとか耕作放棄地の解消、具体的には水路の補修ですとか道路上げ、あるいは農道の軽微な補修というものを行っていますが、しかし、これは本来は地域組織がやるべきなのか、あるいは例えば土地改良区なのか、場合によっては市が行うべきなのかと、若干曖昧なところがあります。

本市独自の事業として1反歩当たり10万円の助成事業があるというのは大変ありがたいこととありますが、いずれにしても地域の環境をしっかりと守るという意味では効果的な活動として継続できるように、本市としてもさらなるご支援を願いたいというふうに思います。

続いて（2）、耕畜連携についての再質問に移ります。

コロナが明けまして外食事業が旺盛になってきたということから、今日の新聞等にも出ておりましたけれども、最近は主食米の価格が結構、相当というか上がってきています。そういう意味では、先ほどのご回答のように主食米に生産が戻るというのは流れなのかなというふうに思っています。

そういう中で飼料用米については、やっぱり助成金が毎年減額されていく、5,000円ずつ5,000円ずつ、最終的には6万5,000円ですか、というように下がっていくというのは、生産農家にとっても取り組み意欲というものを若干そがれるという状況もあるのかなというように思います。農家にとっては、そういう助成金が下がるということに加えて、例えば肥料価格だとか資材価格というのは、聞くと大きく高騰しているという状況もあります。コストは上昇するばかりですから、こういう助成金、これに限ったことではありませんけれども、物価スライド方式ではないけれども、そんな形にならないものかなというものを考えております。

耕畜連携について先ほどお聞きしましたけれども、これも耕作放棄地の解消にも関係してくることで、耕作放棄地を解消しながら、解消した上で、そこで畜産農家が例えば飼料作物を栽培すると。

今、畜産農家も飼料価格が高騰している中でありますので、非常に畜産農家の飼料価格の高騰は経営を非常に厳しく圧迫している中ですので、既に旭市では水田の、この耕畜連携というのは全国に先駆けてというんですか、進められていることもあるわけですが、であるからなおさら、なおといいますか、畜産農家に対する、あるいは水田農家に対する効果的にこの耕畜連携の取り組みを進めていくと。さらに進めることはできないかということで、本市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 耕作条件の悪いほ場は耕作放棄地になりやすいですが、牧草や青刈りトウモロコシなどの飼料作物は、条件の悪いほ場でも比較的取り組みやすいことから、耕畜連携と飼料作物の普及啓発を図り、耕作放棄地の発生防止や解消につなげていきたいと考えております。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 今、課長からお答えがあったように、一番の問題というのは耕作条件の悪いほ場です。これは間違いないです。これはもうトラクターも入れない。入っても潜って

しまう、潜ったら本当に出せなくなってしまう。そういうような悪条件のほ場をどうするかだと思うんですね。

突き詰めれば、要するに条件が悪いのは排水の問題が一番大きいんですけども、排水の取れないほ場、これは保全管理をするにしても草刈りもできない。畑地化するか、あるいは土を入れて客土にするか、さらにお金をかけて暗渠をしっかりと取るかということもあるんですけども、そういう機能するようにほ場整備をするか、いずれにしても対策が必要となってくる。

農地の所有者の意見がまとまれば、ある程度まとまれば、面積もまとまれば、国の事業として例えば飼料作物を生産するための土地改良事業などはできると思いますけれども、もしこのできるとすれば、その面積要件ですとか、その事業の補助割合だとか所有者負担割合ですか、そういうものがどれくらいなのか、ちょっと具体的にになりますけれども、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農地の整備には複数の補助事業がありますが、面積が20ヘクタール以上の場合は経営体育成基盤整備事業の採択要件に該当し、県が実施することになります。負担割合については国・県が80%、市が10%、改良区と農業者で10%になります。

20ヘクタール未満の場合は農地耕作条件改善事業として、客土、畦畔除去、暗渠排水などの基盤整備事業を受けることができます。負担割合は国・県が64%でありまして、市で事業を実施する場合は市が21%、改良区と農業者で15%になります。改良区が事業実施する場合は市が13%、改良区と農業者で23%になります。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 20ヘクタール以上、あるいは20ヘクタール未満というようなご回答ありましたけれども、こういうふうに大きな面積をまとめるというのは、なかなか難しいんですね。今の状況では、よほど環境が整わないと難しいのかなという気がします。ただ、この水田を高度利用するためのほ場整備については大きな資金が必要になってくると。また、そういうものを利用する、調整する組織との調整も必要になってきます。

そういう中で、例えば水田の裏作に大麦を栽培するようなということも技術的には可能だということ、そういう取り組みもあるようですけれども、水田という地域のこのすばらしい

農業資源を活用していくためには、この耕畜連携で、できれば循環型の農業というんでしょうか、資源を無駄遣いしないという意味で循環型農業を実現していくということが、これからは本市にとっては必要になってくるんだろうと思います。耕畜連携というものを今も進めていますけれども、さらに拡大するための本市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 本市では、主食用米から飼料用米への作付転換を特に推進していることから、今後も引き続き専用品種での飼料用米の生産拡大を通して、稲わらや堆肥の利用などの耕畜連携をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 例えば家畜のふん尿ですね、それから例えば堆肥が作られて、その堆肥をほ場に投入、水田でも畑でもですね。そういうものに投入することによって、農産物の肥料とすると。こういう有機資源を循環させながら農産物を生産することで、地力も維持できると。あわせてコストダウンも図るというものです。つまり資源を有効に使うということだと思います。

かつての農業というのは、実はそういう、私の子どもの時代もそういう化学肥料、それほど使わずにそうであったわけですがけれども、この昔に戻るということはもうなかなか、これできないわけですがけれども、本市は地域の資源がありますんで、そういう有効に循環させる環境の整った理想的な地域だと確信しています。この効率的な耕畜連携のさらなる推進を進めていただきたいと思います。

（3）の質問に移りたいと思います。（3）の再質問です。

これ、ごみの不法投棄防止対策についてお伺いしますけれども、捨てられた、こういう耕作放棄地、あるいは荒廃地に捨てられたごみをどうするかという問題以前に、そもそもどうやって不法投棄をなくしていくかと、未然に防ぐかということが大切なんですけれども、どうしても目の届かないところは既に、あるいは既にごみはもう捨てられているようなところ、耕作放棄地、荒廃地などはさらに不法投棄されてしまうのが現状です。

本市としてのこの防止対策について今、特に進めていることがあればお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市内における不法投棄防止対策として、不法投棄監視員及び職員によるパトロールを随時実施するほか、廃棄物減量化推進員の方に路上等へのポイ捨てごみ等の通報をお願いしているところです。

また、不法投棄防止看板や監視カメラの設置及び市の広報やホームページへ掲載するなど、ごみの不法投棄防止や適正な私有地管理に関する周知及び啓発をしております。

しかし、私有地に投棄されたごみの撤去につきましては、土地所有者が音信不通であったり、撤去困難な場所にあるなど撤去が進まないのが実情であり、県や警察と連携して対応に当たっておりますが、苦慮しているところでございます。

現状としては、依然として不法投棄は減らない状況ですが、不法投棄されないためには、耕作放棄地も含めて草刈りなどの管理を徹底していただくことが大事なことであります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 確かに不法投棄されないためには草刈り、ごみ拾いを徹底するということが等です。きれいなところにはごみを捨てにくいし、ほぼ捨てられないという状況があります。地域ぐるみで、このきれいな旭市をどう守るかということだと思います。

ちょっと話はそれますが、この4月に相続の法改正があった中で、相続者は3年間の期限をもって、相続をした日から3年間で保存登記しなければいけないという改正もありました。そういう中では幾らか所有者が音信不通ですとか、誰だかよく分からないという人については、少しは分かるようにはなるのかなというように思っていますけれども、それにも期待したいと思います。

自治会ですとか、あるいは法人、それからボランティア団体というものについて助成制度があれば、そういうものについてお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市では、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の環境意識の醸成を図るとともに、市と市民が一体となって地域環境の保全及び美化を推進するための運動を行っております。

本会では道路や公園など公共的な場所の清掃や、不法投棄ごみの回収などを行う市民10人

以上で構成された団体に対しまして、基準額1万円にボランティア活動の参加人数に応じて、1人当たり200円になるんですが、参加人数、延べ人数に応じまして5万円を上限に、例年30を超える団体に報奨金を交付しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ぜひこれもだいたい年に1回、何回も活用できないというところがあるかと思いますが、ぜひこういうものについても拡充をお願いしたいと思います。この地域の中には市道があつて、農道もあつたり、さらには県道もあつて国道もあります。国道については県の管理かなと思いますけれども、いろんなところがあります。

私もそういうボランティア団体に参加しておりますけれども、県道の斜面などの草刈りですとか、竹刈りですか、そういうのをずっと行っています。市内にはご回答のように、そういうボランティア団体というのたくさんありますので、本市だけの助成ではなくて、これは県にも関わる部分もあるわけですので、県に対してもそういう助成措置の拡大をぜひ要望していただきたいと思います。

ボランティア団体に対する助成制度の拡充についてあれば、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ボランティア団体の方々には、日頃より不法投棄の防止や環境美化にご協力をいただいております。市としましても市民と行政が一体となって、引き続き環境美化の向上に努めてまいりたいと思います。

今後もボランティア活動を奨励し、積極的な取り組みに対する助成の拡充、拡大の検討や、県への助成制度創設の要望等を働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。県に対してもぜひ働きかけを継続してお願いしたいと思います。

こういう地域住民、我々が行政とまた一体になって耕作放棄地、あるいはその荒廃地のない、さらにきれいな旭市のためにも、積極的な支援と取り組みを切望して質問を終わります。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 春 美

○副議長（遠藤保明） 続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番 伊藤春美 登壇）

○２番（伊藤春美） 議席番号２番、公明党、伊藤春美でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い大きく３項目、８点について質問させていただきます。

１項目め、災害時の対応について。

近年、地震、風水害等の大規模な自然災害が相次いで発生しており、自助・共助での活動が困難な場合における災害時においては、迅速な対応と支援が求められます。本年、年頭に発生した能登半島地震では人的被害に加えて、幹線道路の寸断等の甚大な被害により物資輸送や安否確認、また情報収集や救助作業等に支障を来す事態となったと報道されていました。

また、地震発生直後の被災状況の把握がスムーズに実施できなかったことや、協定を結んでいても、要請がなかったので届けることができなかったなど、初動体制の構築に遅れが生じたことから、事前計画の甘さも指摘されています。

現在、千葉県でも千葉県東方沖や千葉県南部を震源とする地震活動について、今後、震度５弱程度の地震が起きる可能性があるとして注意が呼びかけられており、地形的にも能登半島と同じような房総半島において、もし今回と同規模クラスの地震が発生した場合、千葉県も同様の事態が生じることも考えられています。

そこで、災害対策の取り組みの実態を把握し、さらなる災害対策の強化につなげていく必要があります。

そこで、（１）災害時の応援協定を結んでいる団体との情報共有の方法について伺います。

（２）避難所開設・運営担当職員は、発災からどの程度で参集できるのか。

（３）体の不自由な方も安心して使用することができるトイレトレーラーの導入はできないか。

（４）ペットと同行避難できる避難所はあるのか。

２項目め、電話ｄｅ詐欺対策について。

県内における電話ｄｅ詐欺の被害は依然として深刻な状況にあり、その被害者の大半が高齢者です。また、加害者の若年化が問題であり心配になります。そこで伺います。

(1) 近隣市で発生している詐欺被害状況及び手口について伺います。

(2) 様々な詐欺が横行していますが、特に注意喚起が届きにくい高齢者に対して、どのような情報伝達をしているのか、現状の取り組み状況と今後の対策について伺います。

3項目め、高齢者や難聴者への窓口対応について。

一般社団法人日本補聴器工業会の昨年度調査によると、日本の難聴者は人口の10%、人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化に伴い今後さらに増える見込まれています。

一方、同調査では医療機器が高額なことを理由に、補聴器所有率が難聴者の僅か15.2%しかないことも分かりました。以前、私が相談をいただいた高齢の方も補聴器補助を申請しましたが、聞こえの単位であるデシベルの壁で補助を受けることができず、また補聴器が高額なために諦めてしまいました。また、市役所窓口や病院受診時に相手の声が聞き取りづらく、不安なまま帰られる方が現状にあるとも知りました。

そこで、(1) 本市の庁舎窓口や公共施設では、声が聞こえづらい市民に対してどのような対応をしているのか。

(2) 耳の不自由な市民との対話が円滑にできるよう、窓口には軟骨伝導イヤホンを導入し、市民サービスの向上を図る考えはあるのか。

以上、1回目の質問をさせていただきます。再質問からは質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） 一般質問は途中ですが、午後3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時 0分

○副議長（遠藤保明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤春美議員の一般質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、私のほうから、大きな1の災害時の対応についての

(1) から(4)、あと大きな2番の電話d e詐欺の対策についての(1)について回答させていただきます。

まず、大きな項目1の(1)でございますが、災害時の応援協定を結んでいる団体数と、

あと情報共有等ということでございますが、災害協定を締結している団体は50件ございまして、各団体、事業所とはそれぞれ協定書を取り交わし、協定書の内容どおり協力要請を行うこととしてございます。

協定団体との情報共有、連絡体制につきましては協定上、災害時には団体からの支援につきましてはプッシュ型ではなく、市から、その都度、各団体に必要物資や必要数量等を要請することとなっております。

続きまして、(2)の避難所の運営担当職員は発災からどのくらいで参集できるかということでございますが、例えば市内で震度5強以上の地震が発生した際には、職員配備体制として、あらかじめ指名した避難所直行職員が28か所の指定避難所に向かい、避難所を開設することとなっております。

避難所直行職員は、主査以下の職員で指定避難所から自宅までの距離がなるべく近い職員、3人から5人を指名しております。被災の状況にもよりますが、おおむね30分程度で参集できる職員で構成されております。

続きまして、(3)のトイレトレーラーの導入についてということでございますが、こちら災害時のトイレ対策として、給排水用の非常用電源や井戸を設置してある施設があるほか、携帯型や簡易型のトイレを備蓄しております。また、避難所となる施設の多くに多目的や体の不自由な方が使用することができるトイレを設置しております。

これらを補充していく上で、トイレトレーラーのように移動できるものが考案されたと思われませんが、導入につきましては購入費や維持管理費の観点からも、今後、調査研究してまいりたいと思います。

また、トイレトレーラーにつきましては広域的な利用も考えられることから、県として導入していただけるように要望していきたいと考えております。

続きまして、(4)でございます。ペットと同行避難できる避難所はあるかということで、こちらは先ほどの指定避難所ですね、28か所の指定避難所で、こちらは同行避難することができるようになってございます。同行避難時にはほかの避難者に配慮するため、原則として避難者に影響がない倉庫や建物の軒下やテント等で飼育していただくことになります。

また、ペット同行避難者には、ケージや餌を持参していただき飼育していただくことも条件となっております。

続きまして、大きな2番目の(1)電話d e詐欺について近隣市で発生している詐欺被害状況、手口ということでございますが、こちらは千葉県警察が発表しております直近4か月、

令和6年1月から4月末の近隣市の電話d e詐欺被害状況につきましては、香取市で11件、鉾子市で1件、匝瑳市で1件となっております、旭市はゼロ件となっております。

手口といたしましては、オレオレ詐欺、また還付金詐欺、預貯金詐欺の順に多いと確認しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、大きな2、電話d e詐欺対策についてのうち（2）の現状の取り組み状況と今後の対策についてお答えいたします。

市では、消費生活センターを設置しておりまして、悪質商法や契約トラブルなど、様々な消費者トラブルの相談を受け付けております。

また、トラブルを未然に防ぐための啓発活動も行っておりまして、毎月の広報15日号には、消費生活センターほっと通信として様々なトラブル、あるいは詐欺などの事例や対応策などを掲載し、注意喚起のほうを図っております。

そのほか各種消費者情報を掲載した消費生活センターだよりを毎月発行しておりまして、消費生活サポーター、こちらは現在市内で72名のボランティアの方ですが、こちらの方々にこれらを配付し、サポーターを通じて市民の方への啓発活動を行っているほか、各公共施設へもセンターだよりを配置しているところでございます。

もし詐欺と思われる案件の相談が消費生活センターのほうに寄せられた場合ですけれども、その内容を確認して相談員のほうが必要に応じて警察のほうへの相談を案内するなど体制、対応を取っているところでございます。

消費者トラブル、詐欺などの防止策について、今後も様々な機会を捉えまして、引き続き啓発活動、注意喚起に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 3、高齢者や難聴者への窓口対応についての（1）（2）についてお答えいたします。

まず、（1）本市の庁舎窓口等での耳の聞こえにくい市民に対しての対応についてでございますが、市では、耳が聞こえにくい方の窓口対応をスムーズに行うため、窓口には筆談用のボードや難聴者用の拡声器などを配置しており、必要に応じ使用し対応をしております。

また、窓口のアクリル板により声が聞き取りにくいときには、担当職員がカウンターの外

に出て、声の通りやすい場所に移動して聞き取りを行うなどの対応をしております。

次に（２）の窓口への軟骨伝導イヤホンの導入についてお答えいたします。

加齢により耳が聞こえにくい方や日常生活での聞こえに不安を感じている方が、安心して来庁できる環境を整えることは、市民サービスの向上につながるものと考えております。ご質問の軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、新たな技術による製品であることから、既に導入している自治体の窓口での利用効果についての情報収集を図るなどして、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美） ご答弁ありがとうございます。１項目めの（１）の再質問をさせていただきます。

地震発生から半年経過の能登半島ですが、地震直後に全国の自治体から職員が被災地に入り、支援に当たっています。本市からも派遣されましたが、被災地からの任務を終え帰庁した職員からの報告を受け、被災地での経験が本市のこれからの危機管理や災害対応へどのように生かされていくのか伺いたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

帰庁しました職員からの報告では、避難所運営や地域コミュニティの重要性など様々な課題があったと報告を受けております。

今後、内閣府における令和６年能登半島地震に係る検証チームによる検証結果や、東日本大震災の教訓などを踏まえ、本市の危機管理や災害対応の在り方を検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美） 災害関連死を防ぐには避難所生活での生活環境の改善は市町村が行うようにと、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針が示されていますが、避難所の開設が長期化された場合は、健康相談票は使用されているのか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に従いまして、旭市の避難所運営マニュアルを作成しており、避難所の開設・運営、長期化などへの対応を明記してあります。

ご質問の避難所の開設が長期化した際におきましては、避難所にいる全ての方に対し、市の保健師などが既往歴や内服薬などを確認する健康相談票や検温表を用いて、一人ひとりの健康管理の対応に当たることとなっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 高齢者が長期に避難していると、本当にあちこち体の具合が悪くなったりしますので、しっかり健康相談等、寄り添った支援をお願いいたします。

1項目めの（2）の再質問をさせていただきます。

災害時の初動対応、行動、連携、指示は重要であります。市職員は災害発生を想定した訓練はしているのでしょうか、伺います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、訓練ということでございますので、申し上げます。

令和4年度以降で申し上げますと、令和4年9月10日土曜日に全職員を対象とした訓練を実施いたしました。訓練内容は災害対策本部設置訓練、避難所直行職員出動訓練及び避難所開設訓練、また風水害時における各担当課による模擬避難所開設訓練、あと重要施設確認及び移動系無線使用訓練でございました。

また、令和5年3月5日日曜日と令和6年2月25日日曜日には、旭市津波避難訓練を実施いたしました。

あと、令和6年6月3日月曜日には、課長職を対象とした職員の災害対応についての説明会を実施いたしました。

今後も継続的に訓練等を実施していく予定でございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。大きな災害が起きたときは本当にみんな慌ててしまいますので、日頃の訓練が非常に役立つ、大事だなということを思っておりますので、引き続き訓練のほうをしていただきながら、また住民の訓練もしっかり参加できるように、

私たちも訴えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、3回目の質問です。

旭市内道路の寸断等で孤立する可能性の集落はあるのか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 孤立する可能性の集落ということでございますが、現地確認をした結果、市内において孤立する可能性のある集落はないと考えております。

参考までに、平成23年3月11日の東日本大震災のときにおいても、孤立した集落はございませんでした。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。ありがとうございます。

4回目の質問で、避難される場合に高齢者がなかなかその避難所まで行くのは大変なので、避難が必要であっても、風水害の場合であっても、移動のことを考えると自宅にとどまったり、地域の集会場で避難できないかというようなお声が何件もありました。

そこで、地域の集会場に自主避難するということはできるのか伺います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） お答えいたします。

避難所の開設は市民の安否確認や支援物資等の引渡しを確実に実施するために、指定避難所の28か所を基本といたしております。このことから各地区の集会場を自主避難所にすることは、安否確認や支援物資等の業務に支障を来すことから想定はいたしてございません。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。これからだんだん地域との付き合いが希薄になっていく時代で、これがまた一つの大きな問題かもしれませんが、地域でまた近所で寄り添いながら声をかけ合いながら、皆さんで避難する場合は声をかけ合って避難していきたいと思えます。

トイレトレーラーに関しては再質問はありませんけれども、本当に水道管が破裂したり、地震で何があるか分からない、断水の可能性もある、そういう場合では本当にトイレトレー

ラーは有効であるというような、使用しているところからのお話を聞きました。県に要望するということですので、ぜひ早急な要望と導入、広域でということですが、広域であると安心だなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(4) のペット同行避難に対しての2回目の質問です。

災害発生時に安全かつスムーズな避難行動ができるように、ペットと一緒に同行できる避難所はどこなのか、あらかじめ分かりやすくホームページや広報などで周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

ペットとの同行避難につきましては、現在のホームページの内容を精査いたしまして、改善した内容を掲載していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） よろしくお願ひします。ペットを抱えて、ケージを抱えて、餌を抱えて右往左往しないように、スムーズに移動できるようにしたいと思います。

また、続きまして3回目の質問です。

ペットと一緒にドライブや旅行を楽しまれる方々を多く見かけるようになりました。本市に來られている際に発災した場合、道の駅にドッグランがあると普段からも安心して訪れていただけるのではないかなと思います。いかがでしょうか、お伺ひいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 旭市にペット同伴で観光に訪れる方の大半につきましては、マイカーでの移動と想定されます。その際に帰宅困難となった際には、指定緊急避難場所などで滞在していただくこととなりますが、現在のところ発災時の観光客などに対してのドッグランの準備については考えてございません。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 分かりました。でも道の駅にドッグランが造られているところが徐々に増えてきております。発災のとき以外にも本当に旭市に來ていただけるように、ドッグラン

はどこかの、道の駅にあると、もっと来やすいのかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、大きい項目2の(1)の再質問は、先ほどの被害状況、手口について伺ってよく分かりました。実際には警察のほうに届けられていなくても、水面下、また、だまされていることに気づかないというような方も多く実際にお会いしました。説得しても、なかなかそれが詐欺に引っかかっているということが理解できないというような方が引っかかっているような感じがしましたので、しっかりまた注意していきたいと思います。

再質問のほうは(2)で質問させていただきます。

(2)の再質問、電話d e詐欺に遭わない最も有効な方法は、犯人と直接話さないことであり、県警でも在宅中は常時留守番電話に設定しておくように呼びかけられています。また、犯人は自分の声を録音されることを警戒しますので、通話録音機能を活用することは被害防止につながる一つだと考えます。千葉県でも電話d e詐欺被害対策に力を入れております。県でも予算化されている、まだ留守番機能のついていないご自宅の固定電話に簡易型自動録音機、それを希望される高齢者にぜひ配付できないか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） 現在のところ簡易型自動録音機の無料配付の予定はございませんが、今後の被害状況等を見ながら、調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） 3回目の質問です。

詐欺にだまされないことは重要だが、若者に詐欺犯罪を起こさせない対策はもっと重要です。だます側を生まない教育として、旭市はどのような取り組みをする考えがあるか伺います。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、お答えします。

新聞報道等でも電話d e詐欺等の特殊詐欺事件の被害者の低年齢化が取り上げられており、一方で詐欺被害者の大半が高齢者の方々でございます。

一つの例を挙げますと、小・中学生からご高齢の方々に向けた被害防止メッセージなどは

詐欺被害への教育、さらには家族の絆で詐欺防止につながるような取り組みと思われるので、こういう取り組みについて今後も警察や学校等と連携を図り、詐欺被害の防止活動の一つとして研究していければなど、そのように思っております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員。

○2番（伊藤春美） ありがとうございます。

教育現場では大変に先生方はお忙しくて大変かと思いますが、だます側のほうのやっぱり教育、今は必要になってきているのかなというふうに思います。高齢者に対して、そのようなお手紙を書いたり、郵送するということで抑止力につながる、理性のコントロールに、育つ上で経験することが非常に抑止力になるのではないかなというふうに考えますので、実際にそういうメッセージを書いたはがきを出してお年寄りに送っているというところも千葉県内でもあるようです。ぜひそういった教育も旭市も取り入れていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

大きい3項目めの高齢者や難聴者への窓口対応に関しましては、前向きな検討をぜひよろしくお願いいたします。

私からの質問は以上になります。ありがとうございます。

○副議長（遠藤保明） 伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤春美議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○副議長（遠藤保明） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） お疲れさまです。ちょっと私ごとなんですけれども、議員になってもうちょっとで3年なんですけれども、今日が一番緊張しています。なぜなんでしょうか。ちょっと緊張しちゃっているんですけれども、頑張ります。よろしくお願いします。

本日は4項目、5点の質問をさせていただきます。

1項目めは、いいおかみなと公園エリアの有効活用について質問いたします。

この公園をネットで検索したところ、旭市の公園で一番レビューがついておりました。レビューの内容を簡単に抜粋しますと、景色がよい、駐車場が広い、平日はがらがら、釣りができる、安心して子どもを遊ばせることができる、などなどのコメントがついておりました。

私の印象ですとポテンシャルはあるけれども、ちょっと有効活用し切れていないのかなと感じております。

そこで、（１）の質問です。いいおかみなと公園の利用状況をお伺いいたします。

（２）このみなと公園エリアには未利用の広大な土地がございます。公園とその周辺に今後どのような展望というか、利用計画があるか、あればお伺いしたいと思います。

２項目めは、廃校利用についてです。先ほど島田議員の質問とほとんどかぶってしまっているんですけども、通告にあるのでちょっと同じような質問になるんですけども、ご容赦ください。

20校ある中、10校が減るような計画ですけれども、こちらの廃校利用、地元の声を聞いて廃校の利用を検討するという答弁があったと思うんですけども、この地元の意見だけではなくて旭市全体を見渡してのビジョンも必要ではないのかなと思うんですけども、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

３項目めは、福祉の充実についてです。

体が不自由で髪を切りに行けない人のために、訪問理美容というものがございます。理美容師がご自宅に伺って髪を切ったりするサービスです。福祉施設とか医療施設に入っている方は、そこで切っていただければいいんですけども、ねたきりの方や、あとは外出できない方のために必要なサービスになっております。

訪問理美容の補助を出している自治体がだんだん増えているんですけども、医療と福祉の充実を掲げている本市も導入を検討するべきではないのかなと思っているんですけども、そこで質問なんですけれども、県内の状況をお伺いいたします。

４項目めは、外国人旅行者の誘致についてです。

テレビでは外国人観光客が過去最高で、オーバーツーリズムを起こしているなんていう話も聞きますけれども、この辺ではほとんど観光客を見たことがないんですけども、国際空港からこんなに近いのに、全然いないというのはちょっと寂しいなと思っております。

そこで、最初の質問は成田空港の東側に外国人観光客の流れはあるのかどうかというのを質問したいと思います。

以上４項目、５点について質問させていただきます。再質問からは質問席から行います。よろしく申し上げます。

○副議長（遠藤保明） 質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 農水産課からは、1のいいおかみなと公園エリアの有効活用についての（1）と（2）についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）の現在の利用状況についてであります。いいおかみなと公園につきましては船型複合遊具や滑り台、鉄棒など遊具利用のほか、ウォーキングやグラウンドゴルフ、あずまやでの休憩、親水型防波堤での釣りなどに利用されております。

続いて、（2）のいいおかみなと公園周辺の今後の利用に関する展望についてであります。いいおかみなと公園の今後の利用につきましては特別な計画はありませんが、引き続き多くの方が安全に利用していただけるよう、管理者である県と連携して適切な管理を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、2の廃校利用についてお答えいたします。

先ほどの島田議員の回答と重なりますが、学校跡地と施設は本市の貴重な財産でありまして、効果的な活用が求められるものでありますので、本市のまちづくりの方向性との整合性を図る必要もあると考えております。

市として基本となる考え方や検討体制を明らかにする必要があると思いますので、今後関係部署とも連携しながら、跡地活用基本方針等の策定についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 3の福祉の充実についての（1）訪問理美容の補助の県内の状況についてお答えいたします。

訪問理美容サービスに対する補助は、主に千葉市、東葛飾地域、安房地域など23自治体で実施をしております。

実施の形態は市の直接実施のほか理容組合等への委託や補助、また、社会福祉協議会の事業として、理美容師のボランティアグループや有志による訪問理美容サービスを実施している自治体もございます。

補助の内容については自治体ごとに独自に定めており、出張費用の一部または全部を助成するもののほか、散髪料金の一部を含めて助成するなど様々であります。

また、対象者の要件は要介護度、身体障害者手帳の等級などから、自ら理美容店に通うこ

とが困難な高齢者や障害者となっております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、大きい4番、外国人旅行者の誘致についてお答えをいたします。

成田市から東側エリアに外国人旅行者の流れがあるかというご質問でございました。2023年の訪日外国人数は、日本政府観光局の統計データでは2,507万人であり、コロナ禍以前の3,188万人、これは2019年データですが、これには届きませんが、増加傾向にあるようでございます。

観光目的による2023年の千葉県への訪日外国人数は全国で3番目となっており、千葉県に訪れる外国人は多いということがうかがえます。

成田市から東側のエリアについては市町村別の統計データがないため、メディアなどからの情報にはなりますけれども、成田市は海外からの玄関口である成田空港がありますので、成田山新勝寺や成田山公園などへ外国人が訪れているようでございます。

また、香取市は江戸情緒を体感できる町並みや香取神宮など、外国人に人気の高い観光資源があり、やはり外国人旅行者が増加しているという様子でございます。

一方、本市でございますが、太平洋と九十九里浜を一望できる刑部岬からの景色や新鮮な海産物、またおいしい豚肉が食べられるなど、外国人にも興味を持ってもらえる観光資源があることから、本市を含む東総地域において、議員のほうであまり見かけないというところでもございました。一定程度はいるのかなというふうに思いますけれども、なかなか少ないのかなというところでございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

では、最初の質問から再質問させていただきます。

みなと公園の利用方法ですね。遊具の利用であったり、グラウンドゴルフだったり、そういうほのぼのとした利用が結構多いと思うんですけども、芝生がいつもきれいになっていて、これはグラウンドゴルフの人たちが刈ってくれていたり、あとは農水産課で定期的にきれいにしていただいているということで、ありがとうございます。このようにすばらしい公園ではあるんですけども、もうちょっと活気があるイベントがあってもいいのではないかと

なと思っております。

先日みなと公園の中を使って民間のイベントが開催されました。キッチンカーとかテントなど30店舗が出店して2,000人を超える来場者がありました。周辺からも大きな苦情もなく、交通の混乱もなかったんですね。このように中規模のイベントを低予算で開催するには、みなと公園は最高の場所なのかなと思っております。

再質問になりますが、この場所でイベントをやるにはどのような要件があるかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） いいおかみなと公園でイベントを実施する場合ですが、管理者である千葉県の許可が必要となります。

許可の要件といたしましては、県や市などが直接実施するものや共催または後援を行っているものと聞いております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） このみなと公園をイベントに使おうと思ったら、市とかそういう公の団体が使うか、もしくは市とか教育委員会の許可が必要だということなんですけれども、その後援をもらうためにはどういったハードルというか、条件があるかをお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、まず市が後援する場合ということでございますが、市が後援をする基準及びその事務取扱につきましては、旭市共催及び後援に関する事務取扱要綱においてルールを定めております。

本要綱では、市の後援等の名義使用を認める場合において、大きく二つの要件を定めています。

一つ目は、主催者の要件を定めております。具体的には要綱第5条第1項において、まず第1号として国又は地方公共団体、第2号として学校又は学校の連合体、第3号として公益法人又はこれに準ずる団体、第4号として新聞、テレビ、ラジオその他報道機関又は学術研究機関、第5号として前各号に定めるもののほか、市長が認めた団体でありまして、以上のいずれかに該当することの要件を規定してございます。

二つ目は、事業内容に対する要件を定めております。名義使用をすることができる事業は、「住民の福祉の向上に寄与するもので、公益性のあるもの」であることとしてございます。

具体的には、要綱第5条第2項において、全て満たさなければならない要件といたしまして、第1号では教育、学術、スポーツ若しくは地域の振興又は市民福祉の向上に寄与すること、第2号で公益性があること、第3号は法令等に基づく市の行政運営に関する一般方針に反しないこと、第4号として特定の政治的又は宗教目的を有しないこと、第5号で営利又は商業的行為を目的としないこと、第6号、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと、第7号、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること、第8号、旭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の関与が認められないことと、八つの要件を規定してございます。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育委員会が後援をする基準及びその事務取扱につきましては、旭市教育委員会の共催及び後援に関する規程においてルールを定めております。

本規程では、教育委員会が後援等を行うことができる行事の要件と、後援等をしない行事について定めております。

まず、共催または後援を行うことができる行事の要件についてですが、規程第3条第1項におきまして、第1号で旭市の教育施策推進上有益であると認められるもの、第2号で堅実な活動実績を有し、事業の遂行能力が十分であると判断される団体若しくは、その機関又はこれらの長が主催するもの、第3号で旭市の区域及びこれに隣接する地域において開催されるもの、以上のいずれにも該当していることを要件として規定をしております。

次に、共催または後援をしないものの要件についてですが、営利又は商業的行為を目的すると認められるもの、入場料、観覧料等を徴収し、その額が適正でないと認められるものなど、同条第2項において7項目を規定しております。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 後援をいただくのは、どちらもハードルが結構高いと感じました。特に市から後援をもらうというのは、民間の任意団体だとほぼ難しいのかなというのが、民間にはほとんど貸さないみたいな条文があって、市長が認めたものだけ例外みたいなイメージを感じました。

教育委員会のほうは市よりは緩いですが、旭市の教育施策推進上有益であると認められるものという条文があるので、教育に関係ないイベントというのはちょっと後援がもらえないのかなという感じがします。

例えば旭市を盛り上げるためにコスプレパーティーや、例えば先ほど春美議員も言っていましたドッグランとか、あとはスーパーカーを集めて、それで旭市を盛り上げるとか、あとはフリーマーケットとか、あと子どもたちを集めて水鉄砲大会とか、そういう楽しみに重きを置いたイベントに対して、教育委員会で後援がいただけるかどうかというのは、ちょっと難しいところもあるのかなと思っております。

そのイベントの内容によっては、後援がいただけないというのも考えられるんですが、そこで4回目の質問になりますけれども、このようにもうけではなく公益性のあるまちを盛り上げる活動を市民が自主的にやる場合は、後援を取りやすいように要件を緩和することはできないのかなというのを、ちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（遠藤保明） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎剛成） それでは、市のほうからお答えさせていただきます。

要件のほうの中に要綱第5条第1項の第5号での市長が認めた団体としてのこちら要綱がございますが、こちらのほうの要件としての判断する場合、この基準につきましては、特に明確には定めたものはございませんが、例えば民間の任意団体であっても、要綱の第5条第1項第1号から第4号に明記した団体と同様の目的等をもって設立された団体と判断できれば、認められるものもあるのかなと、そのように思っております。

その団体要件に当てはまるかは、設置目的や活動内容、構成員等の状況を精査した上で、案件ごとに判断してまいります。

また、後援に当たっては団体要件だけでなく、先ほどお答えしましたとおり、事業内容においても確認した上で、その承認の可否等を判断してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育委員会の規程では、民間の任意団体であっても先ほど申し上げました規程に該当する行事であれば、認めるものになると思われます。ただ、その要件に当てはまるかどうかは、その行事の趣旨や参加予定者数及び参加の方式、収支予算等の状

況を精査した上で、案件ごとに判断することになろうかと思います。

以上です。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ありがとうございます。できれば郷土のために一生懸命何かをやりたいという団体には応援をしていただき、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

旭市には大きなイベントが何個もあります。1回のイベントに800万円とか1,000万円とか税金が投入されているイベントもあります。さらに担当職員の労力も入れると莫大なコストがかかっています。こういった大規模なイベントというのは、これから増やすのは難しいのかなと思っております。

しかし旭市をもっと宣伝したり、もっと盛り上げたり、もっとシビックプライドを醸成させたりしていかななくてはならないのかなと思っておりますので、税金を投入せずに数千人規模のイベントを勝手にやってくれる民間の力を使わない手はないと思います。団体の精査はしなくてはならないと思いますけれども、問題がなければ積極的に後援をお願いいたします。

では、続きまして（2）の再質問に移ります。

主な計画はないということでしたけれども、水面下では何かこう、うわさがちらほら聞こえてきますので、次のアクションを期待しております。大きな計画はまだ言えないと思うんですけれども、小さなところで例えば以前みなと公園周辺ではキャンプとかBBQ、いわゆるバーベキューが可能だったんですけれども、いつからかキャンプもBBQも禁止になってしまいました。

ここで再質問ですけれども、バーベキューとかキャンプが禁止になった経緯と、禁止にしたのは市なのか県なのか、その辺を教えてください。

○副議長（遠藤保明） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） いいおかみなと公園では一般の公園利用者の安全確保や施設の維持管理の観点から、管理する県及び市においてキャンプやバーベキューの利用を禁止しているところであります。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 確かにごみを捨てていたり、既存の木のテーブルの上でバーベキューをやったり、それでこげている光景なんかも私も見ております。しかし、活性化のためにし

っかりと注意喚起しながら、あとは市でも管理をしながらバーベキュー、キャンプ、どちらかでも復活できないのかなと私は思うんですけども、その辺のご見解をお伺いいたします。

○副議長（遠藤保明） 再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 設置当初は公園でのキャンプやバーベキューが無断で行われたこともあり、公園施設の破損やごみの放置、それから近隣住民の方々への騒音問題など迷惑行為で苦慮することもありました。これらのことや公園利用者の安全確保、それから防犯上の観点からも、今後も禁止とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（遠藤保明） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） そうですね、そういうトラブルもあったということで、これからは禁止なのかもしれませんけれども、できれば何か部分的に解除とか、火を使わない、静かにやるキャンプは見逃すとか、そんな方向性があったらいいのかな、なんて思っているんですけども、難しいとは思うんですけども実はキャンプ禁止になってからも、やっている人は実はいるんですね。

それでみなと公園の南側に草が生い茂っているところがあって、そこを一部刈って、そこで静かにキャンプをやっている人がいるんですね。そこって草が生えていなくてきれいに保たれているので、管理された状態だったら運用できるのかな、なんて思ったりもします。

ちょっと独り言を言いますけれども、管理されたキャンプ場とかバーベキュー施設があって、海を使った釣堀とかがあって、道の駅みたいな商業施設があって、レンタルサイクリングがあって、遊覧船乗り場があって、そこから遊覧船が出て船の上から屏風ヶ浦とか洋上発電が見えて、灯台から漁港にジップラインがあって、おいしい海鮮丼なんかが食べられたら、外国人も来てくれるのかななんて思ったりして、そういう妄想はここまでにして、次の質問に移ります。

○副議長（遠藤保明） 一般質問は途中ですが、午後4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 4時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） では、2項目めの廃校利用について再質問させていただきます。

島田議員の回答の中にもありましたし、先ほども基本方針の策定という言葉がありましたので、ビジョンというのはここで終わりにしたいと思います。

別の角度から、開放学校という形で施設を利用している人たちがいると思うんですけども、開放学校の利用状況をお伺いいたします。使われている日数とか、あとはどんな種目に使われているとか、そういう状況を教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（金杉高春） 学校開放という関係でございましたので、スポーツ振興課からお答えいたします。

学校体育施設の開放については市内の小学校15校、中学校5校、全ての学校で開放を行っております。

利用の登録団体としては136団体あります。屋内では体育館や格技場がございます。こちらの登録団体が131団体、屋外は運動場、こちらの登録団体が5団体となっております。

利用日数なんですけれども、年末年始や学校行事、それから部活動等で利用できない日を除き、特に屋内施設についてはほぼ埋まっている状況でございます。

それから、どのような団体というのがありました。利用している種目といたしますか、種別は19ございまして、その登録が多いものとしてはバレーボール、バスケットボール、フットサル、バドミントンなどでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 136団体もあって、しかもほぼほぼ毎日のように使われているということで、市民の健康増進のためにも必要な施設なのかなと思っております。かといって公共施設の床面積を減らしていかなくてはいけないという目標もあったりして、どうするのかなと思うんですけれども、避難所にも体育館は使われることもありますし、先ほどもありましたけれども、地域の拠点としても使われるということなんですけれども、校舎のほうは分からないんですけれども、体育館のほうは残していく方針なんですか。その辺のご見解をお伺

いいいたします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小・中学校の体育館につきましては、旭市学校再編基本方針の中では耐用年数や地域要件を踏まえ避難所や学童施設、市民利用など地域の拠点としての活用を検討するとしております。学校開放や投票所などでの活用も考えられますので、地域の皆様の意見を踏まえつつ、関係部署と利活用について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） やっぱり地域の要望というか、地域の意見を踏まえてという言葉がたくさん出てくるんですけども、やっぱり私が気になるのは市としての方向性というか、地域の要望では出てこないけれども、市の未来像にとっては必要だというような施設もあったりするのではないかなと思います。

例えば以前に宮澤議員もおっしゃっていましたが、常設の武道場を設置してほしいというご意見もありました。あとは、例えば映画とかドラマとかCMのロケ地として学校を利用したらどうかと。こちらドラマとかって結構学校がメインの撮影場所になったりすることが多くて、非常に需要があるそうです。この撮影がないときも撮影に使われたということで、この聖地巡礼になったりして観光スポットにもなるのではないかなというご意見をいただいております。

あとは、私立学校を誘致して、そこを使ったらどうか、なんていう意見も出ております。この辺にレベルの高い小・中・高校がないということで、中央病院のお医者さんが単身赴任で来ているなんていうお話も聞いております。もしこの辺にレベルの高い学校があれば、家族そろって移住しようという声も聞いたことがありますので、ちょっと可能、不可能はありますけれども、そういうのも地域の声だけは出てこない意見というのもしゃってほしいんですね。

あとは、さっきのあれですけども、もう一個は文化芸術拠点にしてみたいとか、例えばそこに芸術家に来て、そこで作品を作ってそれを置いていく。それで、どんどんその学校に芸術作品が集まって、芸術家と地元の人が交流していく、そのような使い方もあるという提案もございました。

ということで、地元の意見だけでは決められないようなものもあると思いますので、ぜひ

ぜひ市として、もしこの案いいんじゃないかなというのがありましたら、検討していただきたいと思います。

この件に関しては以上でございます。

では、3項目めの福祉の充実について再質問させていただきます。

こちらは対象者がそんなには多くないと思うんですけれども、この補助金制度を導入した場合、ほかの自治体と似たような金額で積算してもらおうと、費用はどのぐらいかかるかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 実施している自治体の例などを参考に、対象者や助成額などの条件を仮に設定し算出した場合の事業費は20万円程度が見込まれます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今ご回答ありましたとおりに、この制度はそんなにお金がかかるものではないのかなと思っております。それで、訪問理美容を利用する人というのは、本当にもうねたきりとか、外出できない方に限られますので、そんなに多い人数ではございません。最後、もう歩けないからといって坊主にされてしまうのもかわいそうなのかなと思いますので、できれば今まで通っていた理美容室の業者が来て、その方をやってくれたら、利用者もううれしいのではないかなと思っております。

そこで、再々質問ですけれども、訪問理美容の補助を検討できないか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 訪問理美容の補助ということでございます。その前に市では現在、高齢者の在宅の生活を支援するために、地域の高齢者と暮らしに役立つお店、事業所をつなぐ旭市シニア生活便利帳というものを作成し、ケアマネジャーとか高齢者などに配付しております。この旭市シニア生活便利帳には、高齢者の自宅等に訪問して散髪をしてくれる市内の理美容店の情報を掲載しておりまして、サービスが必要な高齢者などに利用をいただいております。

このほかにもデイサービス利用時に合わせて、施設での訪問理美容サービスによる散髪を

利用していただくなど、また今、議員おっしゃられました昔から利用されている理美容師に来ていただくと、そういった形の方もいらっしゃるかと思います。市としてそういった様々な形で理美容店に通えない方の利用につながるように支援をしているところであります。

現在、訪問理美容の補助制度については導入の予定はございませんけれども、在宅支援の一環ということで、高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、旭市としてどのような方法が望ましいか、これから検証してまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 前向きなご答弁ありがとうございます。体の不自由な方が少しでも負担が軽くなるように願っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次の項目に移ります。外国人の誘致ですね。

成田市にそんなに、千葉県に日本で3番目に人が来ているということでびっくりしたんですけれども、外国人には多分、成田市より東側というのはほとんど認知されていないのかなと思うんですけれども、まだまだ少ないのかなと思うんですけれども、これを払拭するためには戦略が必要だと思います。外国人観光客を誘致するための取り組みや今後の計画がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 外国人旅行者に対する取り組みについてですが、現在、市のホームページは外国語表記へ変換できるようになっておりまして、ホームページで発信している観光情報については、外国の方にもご覧いただける内容になっております。

また、道の駅や飯岡灯台、大原幽学記念館やJRの各駅など、市内12か所に設置してあります観光案内板や、我々が作成している観光パンフレット、こちらにつきまして英語表記のほうを併記しておるところでございます。

市として今できる取り組みとしては、引き続きインターネットやSNSを活用した情報発信ということになりますが、外国人に限らず多くの人に旭市の魅力が届けられるよう、観光情報の魅力的な発信というのに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） なかなか結果がすぐに出る課題ではないので、とても難しい問題だとは

思います。これをやれば増えるという答えはないですけども、先ほど課長がおっしゃいましたように、こつこつと情報を発信していく必要はあると思います。

何がバズるか分かりません。写真の1枚で観光客が増えたり、あとは映画、ドラマのワンシーンに使われて観光客が来るパターンも今まであります。ですので、SNSへの発信やロケツーリズムでのロケの誘致活動などを継続的にやっていくべきだと考えております。

再々質問になりますけれども、市内に外国人に興味を持ってもらえるようなコンテンツはあるかをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 外国人旅行者は神社仏閣やお祭り、花火、縁日、例えば日本の古い民家など、歴史や文化、日本食など、日本の風俗風習、そういったものに関心が高いというふうに聞いております。

本市におきましても、みこしや鳴り物などが行われる七夕市民まつりであるとか、たくさん花火を打ち上げます飯岡のYOU・遊フェスティバルなど、外国人に関心を持ってもらえるようなイベントが開催されていますので、引き続きこういった方々に興味を持ってもらえるよう情報発信に努めたいと考えております。

また、最近の報道等にありますように山梨県ですかね、コンビニ越しに見える富士山であるとか、アニメの聖地になっている鎌倉の江ノ電の踏切など、現在日本各地で議員おっしゃられましたが、予想外の様々なものが受けていると、外国人の方に特に受けているという状況もございます。

こういったことから、何が彼らの感覚に引っかかるのか、受けるのかというのは分からない状況ですので、そういった様々な方々に興味を持ってもらえるような、旭の様々な風景であったり、風俗であったり、歴史であったり、様々なコンテンツを発信しながら、こういった方々に訴えていければいいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 課長がおっしゃるように、日本っぽさとか、何気ない日常が外国人にとってはコンテンツになり得るのかなと思っております。かかしが300台とかあるまちが、外国人が結構来ているとかという話も聞きます。そういう日本人はそんなに興味を持たなくても、外国人にとっては魅力的なスポットになるのかなと思っております。

そのほかにやっぱり1個ぐらいスポット、目的になるスポットがあってもいいのかなと思いますので、市長にはぜひぜひ前向きに、何か1個ぐらいつくってもらいたいなと思っており、お金をかけなくても民間にこの規制を緩和するというだけで、スポットをつくれる可能性もあるのかなと感じておりますので、前向きをお願いします。そのスポットが1か所あっても、なかなか観光客を呼ぶというのは難しいと思います。

そこで、銚子市、香取市、匝瑳市、あとは山武市などと協力して、広域で観光客を誘致できないかと思うんですけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 現在、観光振興における広域連携の取り組みということで、千葉県が九十九里地域の活性化の一助とするために、九十九里地域市町村連携チームを立ち上げまして、旭市も参加をしているところでございます。これは県を中心に関係市町村、旅行事業者等によるワークショップにおいて、地域資源の発掘やその効果的な活用方法の検討、観光コンテンツの作成などに取り組んでいるものでございます。

市では引き続き、県や関係市町村との広域連携による地域資源の有効活用に努めまして、まずは先ほど議員おっしゃいましたように、観光の目的地的なものが将来的にあればいいんですけれども、当座はそれとまでいかなくても周遊ルートの一つとして検討するなど、広く観光客の誘致というものについて、このチームの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、今後広域連携の組織において外国人などターゲットを絞った観光客の誘致についても提案してまいりたいというふうに考えております。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） もう4回終わったんですけれども、最後に一言だけすみません、今日の質問全部そうなんすけれども、きっかけをつくってほしいという、あとは種をまいてほしい、あとは旗を振ってほしい。それを引っ張っていつてくれる米本行政になってくれると、私はついていきたいと思いますので、ぜひぜひよろしくお願いします。

以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時17分